

地名散歩

第35回 鉄道路線名とその命名傾向 一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

地図に表示される地名は、国土地理院の分類によれば「行政名」、「居住地名」と「自然地名」に分けられる。このうち行政名は都道府県から市町村まで、居住地名は大字・小字など主に住所に使われる地名、自然地名は利根川、奥羽山脈、宗谷岬、八丈島、猪苗代湖といった自然の地形に由来する名称だ。

しかし広義の地名には、これらに加えて交通路や人工構造物なども含まれる。甲州街道や丸子橋(橋の名には日本橋のように町名に採用されたものもあるが)、玉川上水、東海道本線などがそれにあたる。ここでは鉄道の路線名に注目してみよう。

鉄道路線の名付けられ方は明治から今に至るまで時代によってさまざまなパターンが存在するが、ためしに分類してみた。

①沿線の主要地名を採用したものー高崎

線、函館本線、青梅線、高山本線など、目的地ということで起点や終点が目立つが、有力な経由地を名乗る場合もある。

②沿線の旧国名を採用したものー越後線、相模線、日高本線など、おおむね全線がひとつの国に入っていることが多い。その国のどこに位置するかという意味で、南武線(武蔵国の南部。旧南武鉄道)、東武鉄道(武蔵国の東部)、北総鉄道(上総国・下総国の北部)という命名もある。

③沿線の広域地名を採用したものー山手線、武蔵野線、関西本線など、正式地名とは限らず広く通用する広域地名が採用されたものだ。ちなみに関西本線はもともと関西鉄道という私鉄に由来する。

④起点と終点の地名を合成したものー京浜急行(東京・横浜)、八高線(八王子・高崎)、



いろいろな路線名が見える昭和38年(1963)の鉄道路線図。現存しない路線も多い。

観光展望社『全国旅行案内図』昭和38年発行より九州南部

阪神電鉄(大阪・神戸)、高德線(高松・徳島)など都市名の頭文字を連ねたものが多いが、同じ東京と横浜でも京浜とは別パターンが東急の東横線。他にも京成電鉄、京王電鉄、京阪電鉄、京葉線など例は多いが、埼京線(埼玉・東京)という県レベルは珍しく、たいてい⑤の旧国名型になるようだ。

⑤起点と終点などの旧国名を合成したもの―日豊本線(日向・豊前)、上越線(上野・越後)、紀勢本線(紀伊・伊勢)など特にJR線に目立つ。ただし必ずしも起終点ではなく、冒頭の日豊本線も終点は薩摩の鹿児島である。四国の予讃線(伊予・讃岐)もこの類型だが、大正12年(1923)から昭和5年(1928)までの5年間だけは「讃予線」と称した。ところが対岸を走る「山陽線」と紛らわしいというので逆順に変えた経緯がある。

両毛線(旧両毛鉄道)はこの仲間ながらも特異な例だ。実際には上野国と下野国を結ぶのだが、これを両毛と称するのは、かつて両国が毛野国と称した名残だ。この国が上下に分割された際に本来なら上毛野国・下毛野国となるところを、国名は必ず2文字とする古代の決まりに従ったため上野国・下野国となった。しかし両国を表わす際には両野より「両毛」の方がぴったり来たのだろう。

ついでながら、両側から建設される途中で、まだ全通していない時代には東西または南北をこれに付け加えることも行われてきた。上越線がかつて上越北線・上越南線だった類だが、ついに結ばれなかった「悲運の鉄路」の名残として越美北線が今も福井県に存続している(南線は岐阜県の長良川鉄道)。これに対して、接続しているけれど系統が異なるのであって東西に分けているのが陸羽東線と陸羽西

線、磐越東線と磐越西線である。

⑥山河その他―日田彦山線(目的地+山)、田沢湖線(湖)、東急多摩川線(川)、京急空港線(施設)、参宮線(伊勢参り)など実にいろいろなパターンが存在する。これらの中には分類しにくいものもあって、たとえば田沢湖線が田沢湖の近くを通っていることは確かだが、経由地の生保内町が合併で田沢湖町となって駅名に波及し、生保内線だった線名も昭和41年(1966)に岩手県とつながったのを機に田沢湖線になったので、①の主要地名採用とも考えられる。またここに挙げた東急多摩川線はかつて類型④の目蒲線(目黒・蒲田)と称したが、系統が分離されたのに伴って誕生したものだ。参宮線は旧参宮鉄道で、これは参宮という「行動」を採用したともいえるけれど、参宮街道という道に沿ったものでもあり、解釈は人によりけりだろう。

平成27年(2015)3月14日に北陸新幹線が開業するが、それに伴って並行在来線が地元出資の第三セクター鉄道に移管される。その会社名と路線名は次の通りだ。信越本線(長野～妙高高原)→しなの鉄道北しなの線、信越本線(妙高高原～直江津)→えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン、北陸本線(直江津～市振)→えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン、北陸本線(市振～倶利伽羅)→あいの風とやま鉄道、北陸本線(倶利伽羅～金沢)→IRいしかわ鉄道。

要するに県ごとに第三セクター鉄道を立ち上げるのであるが、昨今の風潮であるひらがなの濫用、観光イメージの押し付けが目立つ。特に「えちごトキめき鉄道」は線名もあまりに欲張りすぎて長く、利用者の間に定着するのは難しいだろう。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 697
2015 February



表紙写真
「ふっこ」

第29回写真コンクール入選
長尾 達美●岐阜会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第31回 土地家屋調査士のための「聴く力」と「伝える技術」②

～現場でのメディエーションの考え方とADRの役割～

一般社団法人メディエーターズ 代表理事 田中 圭子

07 2014日調連公開シンポジウム 『土地境界紛争が起きない社会』

13 中部ブロック協議会 合同広報事業 心一つに『境界紛争ゼロ宣言!!』キャラバン

17 「境界紛争ゼロ宣言!!」
静岡会会館に看板設置

17 法務大臣 表敬訪問

18 日本地理学会
『地図・絵図資料の歴史GIS研究グループ』研究会

20 愛しき我が会、我が地元 Vol.12
旭川会／岐阜会

23 測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

24 集まれ!!全国の土地家屋調査士!!
平成25～26年度日調連「研究所研究報告会」の聴講参加者募集について

26 平成26年度土地家屋調査士試験の結果について

27 会長レポート

28 土地家屋調査士の本棚
「国土のグランドデザイン2050」が描くこの国の未来

28 重要なお知らせ
日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について

29 ちょうさし俳壇

30 国民年金基金から

32 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の
ダウンロードについて

34 土地家屋調査士賠償責任保険

35 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の
発行手続はお済ですか?

36 土地家屋調査士新人研修修了者
中国ブロック協議会

37 会務日誌

38 お知らせ
特定認証業務の民間認証局への移行に伴う
電子証明書の発行について

40 新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い

41 ネットワーク50
富山会

43 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第31回 土地家屋調査士のための「聴く力」と「伝える技術」② ～現場でのメディエーションの考え方とADRの役割～

一般社団法人メディエーターズ 代表理事 田中 圭子

前号では対立が起きているときのコミュニケーションについて考え、その中で専門家がどのような工夫ができるかについて考えてきました。専門家としてのコミュニケーションを考える場合、クライアントから依頼を受け、主に1対1で対応する場合、つまり目の前のクライアント、特に依頼人への対応について考えることが多いかと思います。

では、全国の土地家屋調査士が取り組んでいる、ADRつまり、中立的な第三者として間に入る役割とどのように変わってくるのでしょうか。本号では、ADRの中のメディエーションについて、中立的な第三者の役割であるメディエーターの役割を中心に考えてみましょう。

1 ADRとは

そもそも、ADRとは何でしょうか。Alternative dispute resolution、つまり代替的紛争解決の頭文字

をとってADRといわれています。何の代替かというと、訴訟です。つまり訴訟以外の紛争解決方法を総じてADRと名づけられています。

訴訟以外の方法にはどのようなものがあるでしょう。我が国で考えられるのは仲裁法上の仲裁、調停などが考えられます。また種類としては、裁判所の調停、弁護士会の仲裁センター、各業界のADRなどがあります。最近では金融商品取引法による金融ADRも始まっており、ADRといっても多様なものが登場してきました。

では、種類をもう少し詳しく見てみましょう。ADRは当事者双方がその方法を利用すると合意して初めてスタートする方法つまり図1の下になります。英語で表記してあるEarly neutral evaluationは双方の主張が一通り終わった段階、手続きの初期の段階で専門家が評価を表明し、両当事者がその評価を聞いた上で今後の進め方を決めるという方法で

ADRの種類

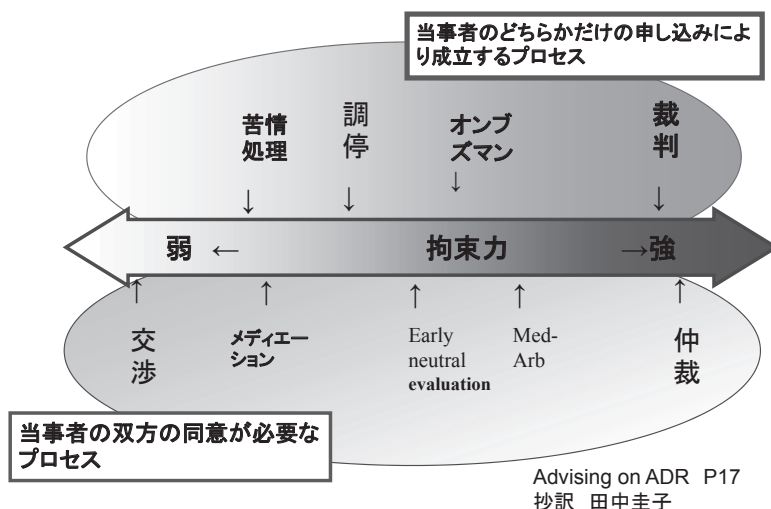


図1 ADRの種類

す。Med-Arbはメディエーションと仲裁が組み合わさったもので、手続きはメディエーションで開始し、その後仲裁契約をしたのち手続きを仲裁に移行するものです。反して図の上は、どちらかがその方法を申し込めば、必然的に実務がスタートする方法です。例えば裁判所の調停を考えてみるとわかりやすいのですが、片方の当事者が裁判所に申し立てすると、裁判所は相手に参加するかしないかを問わず、裁判所が期日を決めて相手方に連絡することになります。もちろん相手が調停期日に出頭しない場合もありますが、出頭しなければ不成立となることもあり、その場合は訴訟などに移行していく場合もあるところはADRと大きく異なる点です。

この図は右に行けば行くほど合意内容の執行力が強くなります。メディエーションは双方任意の参加である上に、最終結果も当事者が主体的に決めていくものです。法的な意味での合意の執行力という点ではかなり低くなります。

2 メディエーション

次に土地家屋調査士会が主にイメージしている、対話促進のADR、つまりメディエーションについて考えてみましょう。

メディエーションと言っても理論がいくつかに分かれています。現在、世界的に見ても利用されている理論はファシリテータティブ理論¹です。各理論とも共通しているのは、中立的な第三者であるメディエーターが両当事者の対話に関わることで、当事者自らの対話を支援していくことにあります。ファシリテータティブ理論の他にはトランスフォーマティブ理論²、ナラティブ理論などがあり、理論により、メディエーションのねらいが異なり、メディエーターの関わり方も異なります。

(1) メディエーションの流れ

① ケースマネジメント

上記図1のように、メディエーションは両当事者がメディエーションを利用しようと合意しなければスタートしません。片方当事者がメディエーション機関に申込みをし、担当者が話を聴き、相手方に連絡し、相手方がメディエーションの利用を合意する

というプロセスが話し合いの前に必要になります。この話し合いの前の段階をケースマネジメントと呼びます。ケースマネジメントは従来は話し合いの第三者であるメディエーターとは別の担当者が行うことが潮流でしたが、最近ではケースマネージャーもメディエーターも兼務するという流れが世界的にも増えてきています。ケースマネージャーは従来メディエーター層が長いベテランが行ってきました。ここからわかるようにメディエーションにおいてこのケースマネジメントが最重要な核になるといっても過言ではありません。

ここで、注意しなければならないのは、ケースマネジメントの第三者の役割です。注意する点は三点です。

第一に自分たちの組織はどの理論をもとにメディエーションを考えているかです。話し合いのみならず、ケースマネジメントにおいても自分たちが選択している理論に基づいていかなければ話し合いとの整合性がとれなくなるだけでなく、話し合いに参加する当事者が戸惑ってしまいます。まずは自分たちがどの理論に基づいて運営をしようとしているのかを組織全体として認識する必要が出てきます。例えば、受付や問合せを事務局が行っているような場合も同様です。話し合いにおける実施者のみならず、組織全体として意識を共通化していくことが必要になります。

第二にケースマネジメントにおける中立性です。ケースマネジメントは申し込んできた側の代理ではありません。この時点から中立的な意識を強く持つ必要が出てきます。申込み側の話を聴いた上で、相手に連絡をする際、申込み側の希望を伝えるのではなく、あくまでも相手方の意向を聴くのがケースマネジメントの役割であることを十分に意識する必要があります。メディエーションはあくまでも両当事者が任意で選択する一つの方法です。申込み側の意向のみならず、メディエーションを運営している側のメディエーター（あるいはケースマネージャー）が方法を強制するものではないということを強く認識しないと、自分たちが良い方法と信じれば信じるほど押し付けがちなになってしまうからです。

第三にフォローアップです。これはアレンジの部分においても関係してきますが、自分たちの機関での方法を押し付けないというのは、自分たちの方法と合わないことを希望している相談を持ちかけてきた人を見捨てるというわけではありません。ケース

¹ ファシリテータティブメディエーションの詳細は 田中圭子「聴く力 伝える技術 人間関係の誤解を解くメディエーションの極意」(日本加除出版 2012年) 参照

² トランスフォーマティブメディエーションについては 田中圭子ほか「調停にかかわる人にも役立つメディエーション入門(仮)」(弘文堂 2015年 刊行予定) 参照

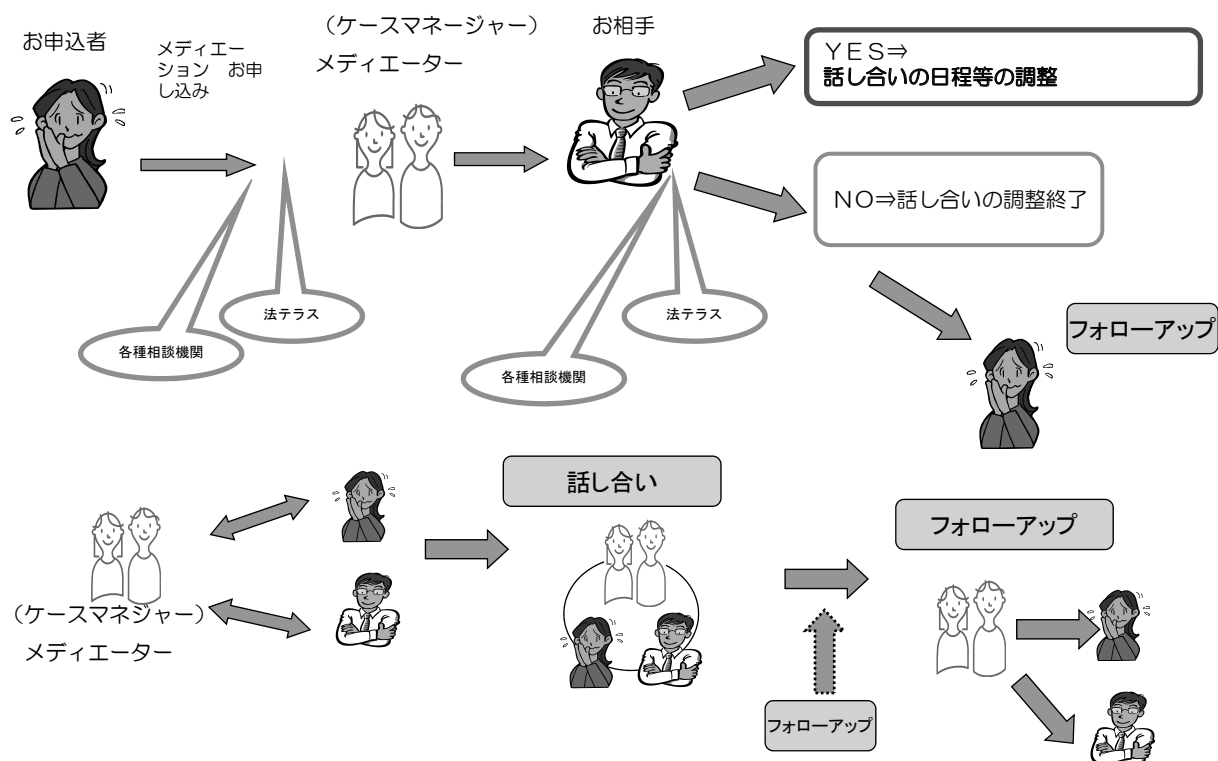


図2 メディエーションの流れ

マネージャーは相談者が何を求めているかを聞くと同時に、どういう方法を望んでいるのかを聴いていくことになります。その上で自分たちが提供する方法と一致しないと当事者が判断した場合は、当事者が希望する方法が実現できそうな機関などを紹介することも必要になります。また、話し合い終了後のフォローアップもケースマネジメントを考える上で大切な役割です。メディエーターは話し合いの時にしか支援することが出来ません。実際、現実的な生活に戻って合意内容を実行しているのは両当事者です。人間ですから気持ちが変わることは当然なことです。最終合意した後のみならず、話し合いが2回、3回と続く場合は話し合いの合間にも、話し合いの結果どのようなことが現実で起きていて、各自の状況はどうなっていて、今後どのようなことをしていきたいのかを、当事者が自分のこれからを決定することを支援することもケースマネージャーの大切な役割になります。

②ファシリテティブメディエーションとトランスフォーマティブメディエーション

上述のように実際の話合いのねらいや主にスキルとよばれている方法は理論によってかなり異なります。

A) ファシリテティブメディエーション

ファシリテティブメディエーションでは、第三者であるメディエーターの主な役割は、当事者

の対話を促進することで、問題の解決を目指していくことです。対話促進型メディエーション、あるいは問題解決型アプローチとも呼ばれます。メディエーターは当事者の「立場からの話題」と氷山の下の方にある「本当に伝えたいこと」を聞き分け、いかに早く「本当に伝えたいこと」を話し合いの議題にしていくよう、話し合いのプロセスをコントロールしていくことになります。メディエーターが行っているこれがIPI分析(Issue, Position, Interest)、つまり当事者たちの言動から、それが立場から出ている発言なのか、それとも本当に伝えたいことを伝えようとしているのかを見極め、本当に伝えたいことを出来るだけ早く話し合いの議題に出来るようにしていくことになります。そのためには、話し合いをポジティブな建設的なものになるようにメディエーターは言い換えをしたり、共通点に焦点を当てたり、話し合いの最初にはメディエーターが話し合う上での約束(お互いに話しているときはお互いの話を聴くようにする。話をさえぎらない、誹謗中傷はしない等)を決めていき、話し合いの中で例えばお互いに感情的に激昂してしまいお互いの誹謗中傷が始まったりしたときは、この約束を思い出すように話を切り出すなど、話し合いの議題とプロセスをコントロールしていきます。

B) トランスフォーマティブメディエーション

トランスフォーマティブメディエーションではメディエーターがプロセスをコントロールすることは一切ありません。話し合いの進め方も当事者が決めていくことになります。トランスフォーマティブメディエーションが大切にしていることは、当事者が自分自身の力で自分に起こっていることを認識し、自分自身で相手との関係性を見直した上で考えていくことをメディエーターは支援するという考え方です。

つまりファシリテータティブメディエーションのように直接的に解決に焦点を当てるのではなく、紛争当事者の自らの解決力をサポートすることに主眼が置かれます。対立の渦中では人間は時に、自分のことしか考えられないような状況になり、落ち込み、あるいは相手を攻撃することで自分を守っていくということが起こります。自分自身では自分が今そういう状態であるということには気がつきにくいので、第三者との話を通して自分自身に気づき、まずは自らを回復していくことをメディエーターは支援していくのです。これがエンパワメントシフトの支援と呼ばれます。エンパワメントシフトが自分自身の中で起こると、相手との関係性を見直そうという余裕が生まれ、そこから相手のことを考えることができるようになります。これがリコグニションシフトの支援です。

メディエーターはプロセスをコントロールすることはありませんので、例えば当事者から否定的な言動が出た場合も、前向きに言い換えることなどせずに、そのままの状況を写し出すことになります。これは、メディエーターがあえて前向きな言葉に言い直すことは、当事者の力を奪ってしまうという考え方からです。トランスフォーマティブは考え方自体はシンプルな分、理論が大切にしていることと実務を結びつけていくためには、ファシリテータティブよりもより深いトレーニングと振り返りが必要になってきます。

3 専門家、そしてメディエーター、二足の草鞋の葛藤

自分が持っている知識や経験を当事者のために役立てたい、誰かの役に立ちたい、これが多くの専門家が持っている、仕事へのモチベーションであることは間違いありません。

しかし、一方でメディエーションはどの理論であれ、対立の結論は当事者を信用して任せることにな

ります。専門家である自分の知識や経験を前面に押し出しながら解決を導いていくことではないのです。

そうするとメディエーターとしての役割を専門家としてどのように見ていくかという大きな壁にぶつかることになります。法律専門家をはじめ、専門家がメディエーターを勤めるということは、まさしく二足の草鞋を履くことに他なりません。その葛藤をどのように受け止めて、実務につなげれば良いのでしょうか。

もちろんADRの中でも専門家としての意見や経験を前面に出す方法、例えば仲裁やearly neutral evaluation（初期の段階で専門家としての評価を表明する）などの方法を組織として選択するのであれば、専門家の意見や経験を前面にしてのADRを実務で行うことが出来ます。しかしメディエーションを選択すると決めるのであれば、そこは組織が一丸となって超えなければならないもののなのです。

我が国では司法改革以降、ADRとくにメディエーションに注目が集まってきました。

多くの団体で実務が行われる中、もう一度考えていただきたいのは、自分たちはADRの中でどの方法を選択しようとしているのか、そしてそれは何のためで、その方法を選択して何をしようとしているのかに他なりません、その上で組織としてすべきことを見つめなおす必要がある時期に入ってきています。

4 まとめにかえて

2回にわたり、対立のコミュニケーション、ADRの一つのメディエーションについて皆さんと一緒に少し考えてみました。

メディエーションという考え方は、対立に向かいあうとき、あるいは対立の間に入ろうとするとき、入らなければいけない状況になったときなどに有効な手段の一つです。また、メディエーションを学ぶことで、対立を客観的に見つめ直そうという姿勢が身につくこともあると思います。この姿勢は自分が対立に巻き込まれたとき、あるいは対立当事者になったとき、対立を単に避けたり、あるいはむやみに攻撃的になったりすることを未然に防ぎ、自らが対立にどのように向かい合っていくのかを考え、実行することの手助けになるのは間違いありません。

皆様の実務の中で、対立、意見の違い、自らの葛藤にどのように向かい合っていくか、その中でメディエーションをどのように活用していくのかをじっくり考えることが、今後のメディエーションの実務でとても重要なターニングポイントになっていくのです。

2014日調連公開シンポジウム

『土地境界紛争が起きない社会』

2014年11月14日(金) 13:30 ~ 17:40、よみうりホール(東京都千代田区)において、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)主催による公開シンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』が行われました。

(後援は、法務省、国土交通省、日本司法支援センター、公益財団法人東京財団、一般社団法人不動産流通経営協会、一般財団法人日本ADR協会、地籍問題研究会)

総司会者は、土地家屋調査士である中島美咲さん(愛知会)が務めました。

まずは、林千年日本土地家屋調査士会連合会会長による主催者挨拶が行われました。



林千年会長

「少子高齢化、都市の人口一極集中などの社会構造の変化、さらには820万戸といわれる空き家問題の現実と将来の動向を考えた場合、今後ますます土地境界紛争が起こりやすい社会に向かっていくのではないかと危惧している。生活の基盤である土地、その境界について、様々な分野の専門家の方から、講演、議論、問題提起、提言をいただき、途中寸劇も交えながら、土地境界の専門家を自負する私たち土地家屋調査士がやらなければならないこと、所有者の方ご自身でやっていただかなければならないこと、行政として、政策において取り組んでいただきたいこと、さらにはこれらを実践し、法整備を進めるために、一緒に考える第一歩としていきたい。」

きていない。このままだと、売買・利用ルールが不十分なまま、所有者不明化が進行するおそれがある。(特に相続未登記の問題)

資産価値の低い土地から、管理放棄、権利放置が進むおそれがある。地価下落により、同様の傾向は都市部の宅地にも広がる可能性がある。

土地の二極化「資産価値の高い都市部や商業地の土地」や「権利関係が明確で一定面積のある土地」対「資産価値が低く放置される土地」や「権利関係の調整がつかず利用できない土地」。

現在の日本の土地制度は、国内市場と「過剰利用」への対応が中心であり、グローバル化と「低・未利用」を想定した制度設計にはなっていない。(放置や不作為を問える制度になっていない。)

「所有者不明」の土地が地域に点在すれば、今後、資源保全、国土の有効利用、防災、災害復旧、徴税、安全保障など、様々な面で支障をきたすおそれがある。(例、震災復興、死亡者課税)

こうした問題は、平素は目に見えにくい。不利益が顕在化しやすい空き家問題とは対照的。

講演①『日本社会が抱える土地制度の課題』 ～ 10年後のために境界確定・登記を～

公益財団法人東京財団 研究員兼政策プロデューサー
吉原祥子氏

現行の土地制度は、所有権が強く、売買・利用規制も緩い。また、土地の所有・利用実態に関する基礎情報を行政が把握し



吉原祥子氏
(東京財団研究員兼政策プロデューサー)

提言

人口減少・グローバル時代にふさわしい土地制度の整備に向けて

国は、①不動産登記制度および地籍調査のあり方の見直し、②国土・資源保全の観点からの実効性ある売買・利用ルールの整備を。

地域、民間は、①境界確定・登記の重要性に関する、時代変化を踏まえた発信のあり方の検討、②新たな土地所有・管理の仕組みの創出、③新たな仕組みに対する公的支援のあり方の検討を。

また、土地家屋調査士をはじめ専門家の方々の知見を、地域や自治体の取り組みの土台に。

講演②『まちづくりと土地境界問題』

～建築基準関係規定の土地の制度設計～

大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師(建築法規)

戸川勝紀氏

建築基準関係法規における土地境界問題の課題

(1) 不動産登記制度の未活用、(2) 建築基準関係規定制度の未活用、(3) 行政職員の認識不足、(4) 他機関との連携不足



戸川勝紀氏
(大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師)

ア、国、都道府県、市町村等 イ、建築士会、土地家屋調査士会、測量設計業協会等、(5) 公図の混乱、(6) 筆界特定制度、(7) 筆界と所有権界、(8) 行政手続法

まちづくりと土地境界問題のこれから

(1) 地籍調査の促進 ア、行政事務効率の向上(建築、土木、上下水道、道路、固定資産税等) イ、危機管理(災害、戦争等)、(2) 建築基準関係規定に不動産登記制度の追加、(3) 不動産登記法の建築関係規定対象法令化、(4) 建築確認制度の改正、(5) 土地(三次元)及び建築図面(BIM)のデータの共有、(6) GISシステムの活用、ア、MMS、イ、衛星写真、ウ、3DGIS、(7) 土地及び建築情報の集積及び分散、(8) 財産権の制限

建築主事の仕事は、建築基準法の規定にあっているかどうか、また16の法令に基づき審査する。たくさんの法律を知らないとならない。そして、資格を持った者が決済印を押す。

確認制度は、出頭主義。実際、敷地の重複使用について、そもそも謄本、実印を押しなさいとは書いていない。現場審査権もない。どんどん家を建てなければならない現状の中で、境界を決めていたら時間がかかる。それは、不動産登記法にまかせる。建築確認は、1週間で審査しなければならない。現場の問題は、どうしたらいいのが課題。

解決するには、建築情報の集積。3次元、建築図面の活用。GIS、航空測量の成果を森林境界へ。または、地積測量図の作成義務づけを。そうすれば、境界問題が少しはよくなる。

寸劇「源さんと熊さん」

配役(名前)

青木 茂会員(土地家屋調査士役、岐阜会会員)

島 源三さん(源さん役、一般の方)

熊崎閑示さん(熊さん役、一般の方)

熊さん 「実はな、源さんとこの隣の土地をちょっと測ってもらったんやて。そしたらなんかウチの土地の面積が登記所の面積より少ないいうんやて。」

源さん 「ど、どんだけ足りんって言っとるの？」

熊さん 「それが2坪ぐらい足りんらしく、源さんとこの土地と2つ合わせた面積は。登記所の面積とだいたいあつたと言うんやて。おかしいやろ？なんでやろうなあ？」

……

そこへ土地家屋調査士役の青木茂会員が登場。

土地家屋調査士 「この辺の土地を調べとる、土地家屋調査士といいます。」

熊さん 「土地家屋調査士」っていうのは何屋さんやな。

土地家屋調査士 「登記とか測量の仕事をしとります。そして、熊さん、源さんの問題を解決するのは、やはり我々、土地境界の専門家である土地家屋調査士の仕事です。」

源さん 「二人のゴタゴタが、土地家屋調査士に相談すれば何とかなるんかな。」

土地家屋調査士 「はい、私たちの標語に「杭を残して、悔いを残さず」っていうのがあります。」子供さんたちやお孫さんたちの代まで、この争いを持ち越してはいけないと思うんです。」

熊さん 「ほやなー、「杭を残して、悔いを残さず」か、ええ言葉やな。境を決めてもらって、スッキリして、源さん、仲よろしよまいか。」

源さん 「そやなー。争とったらいかんなあ。」



パネルディスカッション

「土地境界紛争はなぜ起きるのか?・土地の境界は誰が守るのか?」

コーディネーター

岡田潤一郎(土地家屋調査士・日調連副会長)

進行アシスタント

中島美咲(土地家屋調査士・愛知会会員)

パネリスト

吉原祥子氏

(東京財団研究員兼政策プロデューサー)

戸川勝紀氏

(大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師)

山崎司平氏 (弁護士)

小林 浩氏

(不動産流通経営協会会員・東急リパブル株式会社)

佐藤利弘氏 (法務省民事局民事第二課補佐官)

海野敦郎 (土地家屋調査士・日調連常任理事)

コーディネーター 「境界紛争が起きる瞬間、きっかけについて報告を」

小林さん まず、土地売買の相談、購入を予定するなかで、必ず土地境界の確認を行う。それは、売買対象(どこからどこまで)を明確にするため。たとえば、ブロック塀はお隣のものなのかこちらのものかなど。境界の場所が不明確であると、家の建て替え、価格に影響することがある。

次に、境界をはっきりすると、境界線が見えてくることになる。越境物があるかどうかが見えてくる。これにより、境界を巡ったお隣とのトラブル発生となる。

また、お隣がどんな人なのかが大きな問題である。空き家問題、不在地主。なかなか所有者に辿りつかなかったりする。人間関係が重要だ。

佐藤さん 土地の境界を不動産登記法では筆界(ひっかい)という。また、登記されている土地の境を公法上の境界、占有界を私法上の境界といい、通常は一致している。しかし、一致していない場合、たとえば時効、

過去の売買の未登記などにより境界紛争になる。解決策として、裁判所による境界裁判の他に、法務局においては平成18年1月20日から筆界特定手続を用意している。筆界特定登記官が筆界調査委員の意見をふまえて、確定ではないが現地の特定をする。1年間に全国で2400件ほど申請されている(裁判は1年間で1000件ほど)。筆界特定制度も定着しつつあるのが現状であるが、潜在化する紛争予備軍が想定される。

海野さん 土地の境界を示す境界標が現地にあるかないか。その境界標が正しいのかどうか。本人が正しく認識しているのかどうか。また、地域によって境界を示してきたもの、生垣、境界木など、常に地域の慣習を意識し勉強しながら対処している。また、境界紛争になりそうときには、裁判や筆界特定制度がある。また、土地家屋調査士会のADRセンターもありますから、どの利用を考えるか事前相談もある。

コーディネーター 「それでは境界紛争はなぜ起きるのか。だれが守るのかについて」

山崎さん 道路後退、公共工事と境界問題がある。河川、道路、区画整理など。そもそも行政間に連携がない。現場では、正確な道路台帳ができていない。また、底地がはっきりしていない。だから、現在手元にあり、分かっている資料の中でしか判断が出来ない。これを、なんとか解決できるようにがんばっているところだ。

吉原さん 制度を変えるのは大変。どこまで。何ができるのか。どうしたら国は、国民の納得を得ることができるのか。専門性が高い分野において、どのように変えられるのか。

コーディネーター 「境界紛争の起こりにくい社会を実現するには何が必要で、何を守っていくのか、紛争を未然に防ぐ視点と方策を」

吉原さん 経済合理性のないものをどのようにするか。未登記の問題、普段からどのように確定するか。土地の価値、国土、生産基盤。土地の価値を考



え直す必要があるのではないかと。

物理的に管理の行き届かないところをどのように守っていくのか。境界を確定するインセンティブをどのように考えていくのか。インセンティブを作らなければいけない。新たな価値を見出し、人々の関心を見出していく。民間から知恵を出し合っていかなければいけない。また、権利の問題、法整備をしないと行けない。放置をすればするほど相続人が増え、合意形成ができなくなってくる。法改正が必要だ。

戸川さん 先ずは、道路台帳をしっかりと整備する。位置指定道路の問題、先ずはその存在を、地番の特定、整理が必要。基礎調査をする。結果を皆さんに情報公開する。また、各専門家の方々に行政の中に入ってもらい、一緒に境界問題を解決するなど建築、土木行政を助けてほしい。知恵を出してもらいたい。

小林さん とにかく現地において境界を確認すること。このことを怠らないこと。たとえば、図面が古く、境界標が明確ではないケースにおいて、先ずは現況測量を実施している。そして、越境の発見(トラブルの未然な解決)後、確定測量に向けた取組みを行っている。一般の方は境界をまったく気にしていない。(トラブルが顕在化していない。)また、境界の明示をうたっているが、境界がない場合にどうするか。不明確な場合、現地で必ず確認する。それを不動産業界で行っていききたい。5年先、10年先のトラブルを引き起こさないためには、先ずは気づくことが大事。境界紛争の芽を摘むために。

コーディネーター 「予防司法、未然にふせぐためには」

山崎さん 基本的には、境界標を入れておくことが大事だ。今後、境界を管理できる専門家が必要なのではないか。個人にできることには限度がある。また、専門家だが、資格は平等でも、能力は千差万別だと思っている。公共的な制度を検討することも必要だ。

佐藤さん 不動産登記法第14条第1項地図の整備に取り組んでいる。平成地籍整備の中で、土地家屋調査士の方々と地図混乱地域を対象として行っている。また、地籍調査事業の中から、不動産登記法第14条地図として備え付けている。これは、紛争の予防策であり、境界復元も可能だ。ただ、進捗率の問題、時間の問題を抱えている。また、土地の現地特定機能として、土地地積更正、分筆登記申請の際に地積測量図を提出してもらっている。この地積測量図も、平成16年の不動産登記法の一部改正によ

り、公共基準点に基づき座標値をもって明確に表すことになってきた。これにより現地の境界復元、特定がより精度の高いものとなってきた。

海野さん 地図の進捗率は全国で54%。地籍調査が51%であり、不動産登記法第14条地図は1%である。

土地家屋調査士は、専門家としての自負を持ちながらこの地図づくりに取り組んでいる。土地家屋調査士は、基準点を使って地積測量図を作成し、境界点には境界標を入れる、だれが管理するのか。基本的には土地の所有者であるが、何かのはずみで亡失したときには土地家屋調査士の仕事である。それには、データの保管、管理、共有が必要になる。

最後に、

小林さん 専門家の意見には説得力がある。両当事者の間に入って説明してもらおう。大きな問題にならない前に。トラブルの芽を事前に発見し適切な対処を。指名を受け、トラブルの発見に努め、現場レベルでの交流を。

佐藤さん 地図の整備作業を今後一層推進していきたい。地積更正、分筆登記の際の精度の高い地積測量図の備付けを行い、筆界特定制度においては土地家屋調査士の方々の協力を得て、法務行政のご理解をお願いしたい。

山崎さん 土地家屋調査士会のADRセンターは、紛争になる前に土地家屋調査士と弁護士が協働して市民の皆さんに提供しているものです。

海野さん 土地家屋調査士の将来は、筆界のプロ、自信を持って不動産に問題を残さず解決する。スキルアップと日頃のつきあいコミュニケーションが大事だ。

戸川さん 地籍調査をぜひとも進めてもらいたい。道路の位置が格段に明確になる。また、固定資産税を増やすには地籍調査が必要だ。縄伸びの問題。地籍があいまいでは不公平だ。

吉原さん 情報の重要性を感じた。地籍調査を始め、土地家屋調査士の方が日頃蓄積している情報は価値が大きい。また、統計データが少ない。実態と把握して対応させるには情報が少ない。研究者も少ない。土地家屋調査士の持っている情報を精査し、検証を加え、世論を喚起し、民間主導で制度を変えていける原動力にしてほしい。情報の重要さ、生かす必要を土地家屋調査士はもっともっと気づくべきだ。

続いて、本シンポジウムの実行委員長である菅原

唯夫日調連副会長による境界紛争ゼロ宣言が行われ
シンポジウムが閉会となりました。

「境界紛争ゼロ宣言！！」

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが
安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくり
のため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利
用の実態を把握することにより、国民の信頼に応え
るべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境
界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成26年11月14日

2014日調連公開シンポジウム

『土地境界紛争が起きない社会』



また、会場ホールにおいて「日本の古地図展(パネル配置)」が同時開催して行われました。(抜粋)

- 北海道 「殖民地区画図、売払地実測図、屯田兵
村給与地配置図、土地連絡(整理)図」
宮城県 「登米伊達家の家中屋敷割図(1680年
代)、(1751年～1754年)」
栃木県 「村絵図写し(明治45年)」
東京都 「震災復興図」
愛知県 「地租改正地引図(明治9年)、地籍字分
全図(明治17年)、更正図(明治20年)」



三重県 「廃藩置県図・市町村制施工図、明治6
年壬申地券交付時の地引絵図雛形、明
治16年地籍編纂事業、鳥羽市堅神町の
地籍図(明治22年12月19日作成)、明治
21年地図更正の雛形」

岐阜県 「更正図(明治21年)、筋骨図(年代不明)」

福井県 「字限地籍絵図(改租図)」

石川県 「地籍編纂地図(明治23年2月10日)」

富山県 「字引絵図(明治6年、8年)」

滋賀県 「壬申地券地引絵図(明治6年11月)」

岡山県 「備中国窪屋郡中島村地図(文化14年、
明治20年)、備中国窪屋郡加須山村地図」

鳥取県 「改租図(明治7～9年)、天保絵図(天保
14年)、更正図(明治22年)、地籍図(平
成17年)」

愛媛県 「改租図(明治10年)」

長崎県 「一筆限図又は字限図(土地台帳附属地
図、明治10年ころ)」

宮崎県 「更正図(明治20年)」

これは、全国の土地家屋調査士の所蔵による貴重
な資料となっております。

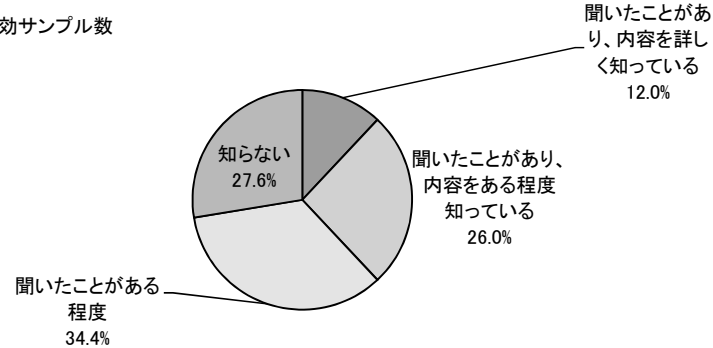
広報員 羽鳥光明(東京会)



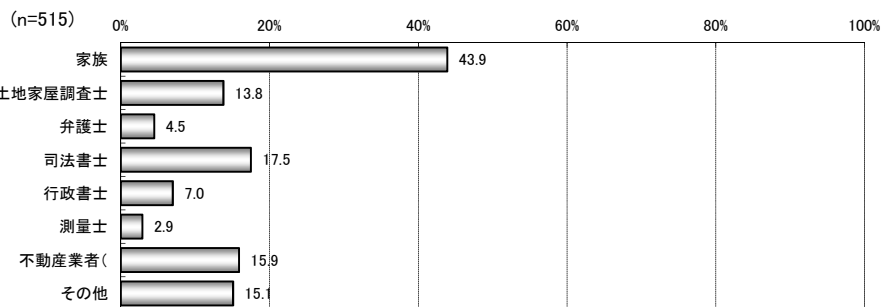
平成25年度市場リサーチ
土地の境界や管理に関するアンケート 結果(一部)
(実施機関 株式会社マクロミル)

[Q2]あなたは不動産(土地の境界)に関する専門家「土地家屋調査士」という資格をご存知ですか？(単一回答)

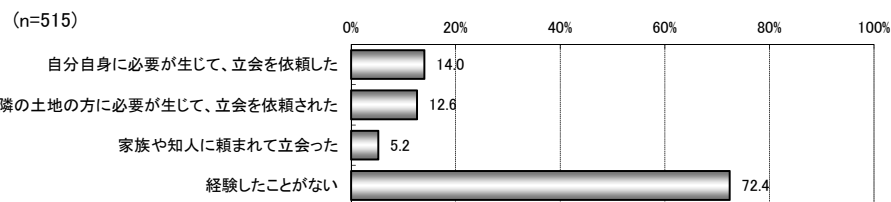
(n=515) ※有効サンプル数



[Q3]あなたは、不動産に関する「登記」の内、特に土地に関する登記の必要が生じた時、誰に相談・依頼しますか？
また、それぞれその理由を教えてください。(複数回答)



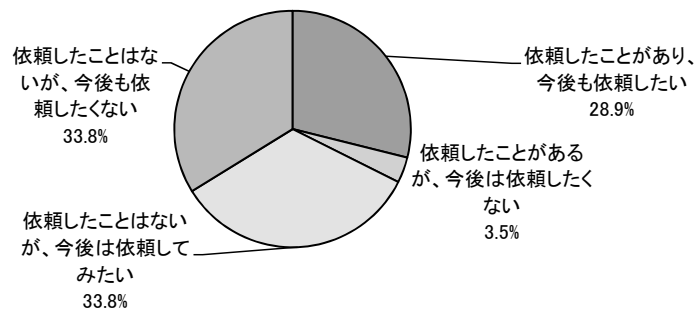
[Q4]あなたは、これまで土地の「境界立会」を経験されたことがありますか？(複数回答)



[Q8]Q4で「選択肢1～3(境界立会の経験がある)」と回答された方にお聞きます。
土地境界に関する専門家である、土地家屋調査士に「境界の管理」や「境界立会の代理」を依頼されましたか？
あるいは依頼してみたいと思いますか？その理由も合わせてお答えください。(単一回答)

理由 例: 親から相続した土地を遠隔地に所有しているが、土地の境界について何ら聞き及んでなく、専門家に任せるほうが安心であるから

(n=142)



心一つに『境界紛争ゼロ宣言!!』キャラバン

中六広報キャラバン隊

平成26年11月4・5・6・10・11・12日

中部ブロック協議会(以下「中六」という。)では、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)が社会に発信している『境界紛争ゼロ宣言!!』を推進すべく、愛知会マスコットキャラクターの「きょうかい君とあいちゃん」を中六の広報担当として中部6県において、『境界紛争ゼロ宣言!!』キャラバンを実施しました。

キャラバン実施までの道のり

全国8つのブロック協議会は、日調連規則により、法務局の管轄地域ごとに置かれており、各土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)の目的を達成するため、併せて日調連の推進力に寄与するために、所属する調査士会が連携を図り活動を行っています。

中六では、例年、広報担当者会議を開催しており、広報活動に真剣に向き合う仲間、いわば同志と交わる中で、各々が調査士会広報担当者としての姿勢を改めて確認し、また、力をいただける機会になっています。

昨年度第2回会議で、次年度の合同広報事業について協議する中、岐阜会から『六会が各県をキャラバンでまわり制度広報活動をする』という提案がありました。これは、目標(方向)を一つにすることで、より一層の効果をを得ることができるのではないかといいものでした。これまでの合同事業は、広報ツール作製が定番だったため、「キャラバン」と聞いても何のことかわからないことばかりで、雲をつかむような話でしたが、まずは前向きに検討してみようという意見がまとまりました。そうは言っても到底例年の予算で執行できるものではなく、中六総会において承認されるだけの企画および予算案の作成から取り組まなければなりません。このため、容易なことでは実現できないことだけは、誰しもわかっていました。

しかしながら、中六の各調査士会の広報部長・担当副会長の方々のすごさは、各調査士会の広報活動の上に、この面倒なこと大変そうなことを、敢えて背負う覚悟をされるころでした。良いと思うことはやってみる。一生懸命考えて行動に移す。岐阜会日置広報部長を中心に、早速【中六広報キャラバン隊メンバーリスト】を作り、各調査士会において

は広報部長が音頭を取り、各会の案をまとめていく。6会が協議を重ねていくごとに、中六広報担当者の熱い情熱と結束力をお互いに感じ、勇気づけられ、前に進むことができたのではないのでしょうか。

キャラバン開催中

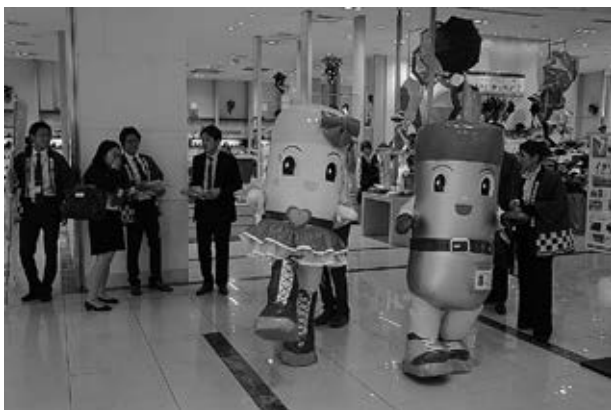
揃いの調査士会ハッピー、調査士ジャンパーに袖を通し、日調連製作『境界紛争ゼロ宣言!!』屋外看板(バナー)とのぼりを持って車2台に乗車し、1時間刻みのスケジュールで媒体を訪問しました。きょうかい君とあいちゃんをはじめ体力的な厳しさはあったはずですが、キャラバン隊は、皆テンション高く、楽しんで制度広報に挑んでいました。

スタートの愛知会は、すべてが初めてのことで大変さもあり大きかったと思います。

キャラバン中、順次活動を終えた会が、その日の報告とともに、気づいたことを次会への応援と共に随時メンバーリストで流してくれたことは、後に続く会の大きな力になりました。この点は、中六広報キャラバン隊のすばらしき連携だったと思います。

最終地となった富山会は、事前に『境界紛争ゼロ宣言!!』ロゴを前面にした新聞広告を行い、全支部長の協力を得てデパートでの無料相談会を開催しました。新聞社には会場への取材依頼という形態で、きょうかい君とあいちゃんのパフォーマンスを行い、同時に富山テレビへの訪問も行いました。

キャラバン初日の愛知会では、折しも名古屋法務局との打合せ会があり、法務局において、土地家屋調査士の制度広報ツール『境界紛争ゼロ宣言!!』看板のお披露目と、今週末と管内で中六キャラバン隊による広報活動が行われていることも紹介させていただきました。



デパート1階イベント広場で パフォーマンス
みんな見てるね！恥ずかしいけど、がんばっちゃいました。
6階無料相談会場も待ちが入るほどの大盛況。
皆様御協力ありがとうございました。
(富山会広報部長 経澤達朗)



名古屋法務局にて
愛知会茶谷会長・名古屋法務局秦民事行政部長

キャラバンを終えて

活動の結果、きょうかい君とあいちゃんのカラー写真付掲載を中心に、新聞、テレビ、ラジオと多くの媒体に取り上げていただきました。これはひとえに愛知会が中六の広報担当として、ゆるキャラ二人を中部6県に送り出してくれたからこそその成果であることは言うまでもありません。二人のおかげで、取引のなかった媒体に訪問できたことは、今後の広報活動にもプラスになることと思います。

結果的に、境界杭の大切さ、土地家屋調査士の名は、多くの方の目に耳に触れることができたと思います。広報活動は継続が第一、今回のキャラバンは、地域に根ざした各会の事業に引き継がれます。制度

広報は、それに関係する方々の目標(方向)を一つにすることで、より一層の効果へと繋がっていきます。関係する方々とは、すべての会員であり、これらを結びつけるために組織というものが必要なのだと思います。

2週間にわたり実施したキャラバンは無事終了し、事業費は予算内で納まり、事業実績による広告費換算は5倍という想像以上の結果となりました。また、何よりの喜びは、中六広報担当者の絆がより深まったことではないでしょうか。いつも前向きな中六広報担当者の皆さま、たいへんお疲れさまでした。ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。感謝。

広報部理事 上杉和子(三重会)



石川会 石川テレビ 昼・夕方ニュースで放映 約60秒
オジサン5人では絵になりません。
きょうかい君、あいちゃん本当にありがとう。
(石川会広報部長 小橋健史)



ぎふチャン「station!」出演 120秒
アナウンサーのボケに3人でコケる！？
アドリブも完璧な「きょうかい君」と「あいちゃん」
(岐阜会広報部長 日置清一郎)



FBC（福井放送ラジオ） 生放送 約10分
ラジオ生出演、当会の副会長が完璧な受け答えで大成功
私が話をしていたら放送事故（緊張しすぎて）になっていたかも
この事業を後押ししてくれた 亡き戸田会長に良い報告が出来ました
ありがとうございました。
（福井会広報部長 小竹浩二）

境界トラブル相談して
本紙総局 土地家屋調査士会訴え

土地の境界に関する調査士会で行く日本相談を受け付けている土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会キャラバンが六日、津市大門の中日新聞三重総局を訪れ、境界トラブルの未然防止を訴えた。

中部六県の土地家屋調査士会キャラバン「きょうかい君」と「あいちゃん」も来訪し、トラブルを防ぐための早めの相談を呼び掛けた。

県土地家屋調査士会では毎月第一、第四火曜日の午後一～四時、津市河辺町の県土地家屋調査士会館で無料相談会を開いている。予約制。☎問合＝059（227）3616

「きょうかい君」「あいちゃん」も来訪し、トラブルを防ぐための早めの相談を呼び掛けた。

県土地家屋調査士会では毎月第一、第四火曜日の午後一～四時、津市河辺町の県土地家屋調査士会館で無料相談会を開いている。予約制。☎問合＝059（227）3616

平成26年11月7日付 中日新聞（中日新聞社提供）
妙に堂々としている「きょうかい君」、恥ずかしそうな「あいちゃん」
慣れない地域でよく頑張りました！
中部六県で知らない人はもういない？
（三重会広報厚生部長 杉本敦司）

土地家屋調査士会に相談を
キャラクターPR

不動産取引の際などに土地や建物を調べる土地家屋調査士の仕事を知ってもらおうと、県土地家屋調査士会のキャラクター「きょうかい君」と「あいちゃん」が名古屋市中区の中日新聞社を訪れた。写真。土地家屋調査士は、土地や建物に関する資料を調べ、現地を調査して土地の境界線を確認する。

東日本大震災の被災地では、建物が無事でも、地盤が動いて境界線の画定が必要になる場合もあり、土地家屋調査士が活躍した。同会の本間秀樹さん（右）は「一般の不動産売買でも、事前に調査しておくことで不動産関連の紛争を防止できる場合がある。気軽に相談してほしい」と話した。☎県土地家屋調査士会＝052（586）1200

平成26年11月19日付 中日新聞（中日新聞社提供）
今年、一番の「決めポーズ！」
（愛知会広報部長 本間秀樹）

中六キャラバン事業実績

日にち	実施場所	訪問先	実 績		訪問先	実 績	新聞占有率
11月4日	愛知	テレビ愛知	表敬訪問		中日新聞	11月19日 記事掲載(カラー写真)	67%
					朝日新聞		8.60%
					毎日新聞		
					読売新聞		
11月5日 11月10日	岐阜	ぎふチャン	11月5日 午後6時45分生出演	約1分間	中日新聞	11月13日 記事掲載(カラー写真)	59.80%
		岐阜ラジオ	11月10日 午後3時16分生出演	約5分間	朝日新聞	11月18日 記事掲載(カラー写真)	7.80%
					毎日新聞	11月26日 記事掲載	
					読売新聞		
					岐阜新聞	11月8日 記事掲載(モノクロ写真)	23.40%
11月6日	三重	FM三重	表敬訪問		中日新聞	11月7日 記事掲載(カラー写真)	51.00%
					朝日新聞	11月12日 記事掲載(カラー写真)	16.30%
					読売新聞	11月7日 記事掲載(カラー写真)	
					伊勢新聞	11月7日 記事掲載(モノクロ写真)	
11月10日	福井	福井放送ラジオ	午後3時10分～20分 生出演	約10分間	中日新聞	日刊福井で掲載 (カラー写真)	
		テレビニュース取材	午後12時・午後4時 ニュース	約30秒×2回	朝日新聞	11月12日 記事掲載(モノクロ写真)	
					読売新聞	11月16日 記事掲載(モノクロ写真)	4.90%
					福井新聞	11月11日 記事掲載(カラー写真)	79.60%
					日刊県民福井	11月11日 記事掲載(カラー写真)	
11月11日	石川	石川テレビ	午前11時48分ニュース 午後4時48分ニュース	60秒×2	中日新聞	11月12日 記事掲載(カラー写真)	19.90%
		テレビ金沢	午後6時37分ニュース	約30秒	朝日新聞	11月12日 記事掲載	
					読売新聞	11月12日 記事掲載(カラー写真)	4.40%
					北國新聞	11月12日 記事掲載(カラー写真)	70.80%
11月12日	富山	富山テレビ	午後2時01分ニュース	45秒	北日本新聞	11月13日 記事掲載(カラー写真)	63.30%
					富山新聞	11月13日 記事掲載(カラー写真)	11.10%

「境界紛争ゼロ宣言!!」 静岡会会館に看板設置

平成26年度の連合会の広報活動は、「境界紛争ゼロ宣言!!」をスローガンとし、ポスター・ピンバッジ・横断幕・LEDライトの作成、週刊文春においての対談企画、そして11月には会員をはじめとして多くの方々に参加いただいた公開シンポジウムの開催等を行ってきました。

これらの他に、多くの人々の目につく場所に「境界紛争ゼロ宣言!!」の看板を設置できないものかと考えておりましたところ、静岡県土地家屋調査士会のご協力により静岡会会館に設置していただけることになり、10月31日に設置完了となりました。看板設置の企画段階から、東海道新幹線から見る事ができる場所が良いと考えていましたが、静岡会会館は東海道新幹線の沿線にあり、新幹線乗車中에서도看板を見ることができますので、企画当初のイメージどおり東京行きの窓から見て静岡駅を過ぎて右手



側に見える場所となりました。

今回、このような良い場所に看板を設置いただいた静岡会の米澤会長はじめ会員の皆様には大変感謝申し上げます。皆さんも東海道新幹線に乗車の際には、是非ご覧になっていただきたいと思います。

広報部長 佐藤彰宣(札幌会)



法務大臣 表敬訪問



本年1月8日、関係各所への年始挨拶の際に、法務省に上川陽子法務大臣を表敬訪問しました。連合会からは林会長、岡田副会長、加賀谷副会長、菅原副会長、宮嶋副会長、竹谷専務理事、中塚常任理事が、全調政連からは横山会長、市川副会長、椎名副幹事長が出席されました。

上川大臣からは、東日本大震災からの復興事業への協力に関するお礼と今後の更なる協力の依頼がありました。また、不動産登記法第14条地図作成作業について、感謝と励ましの言葉を頂き、日頃の表示に関する登記事務の円滑化への協力に関しても全国の土地家屋調査士に対して感謝の念を表明いただきました。連合会といたしましては、今後も不動産の権利の明確化のために国民の皆さんの信頼に応える旨、決意を新たにいたしました。



日本地理学会

『地図・絵図資料の歴史GIS研究グループ』研究会

日本地理学会「地図・絵図資料の歴史GIS研究グループ」の研究会が、日本地理学会秋季学術大会(平成26年9月20日(土)～22日(月)／会場：富山大学)の開催に併せ、開催されました。

土地家屋調査士法第4章「土地家屋調査士の義務」の第25条第2項の地域の慣習そのものといえる研究であることでもあり、秋にまだ早い夏の太陽の下、取材に伺いました。

中部ブロックからも数多くの土地家屋調査士の仲間が聴講されており、大変興味深い研究発表であったと思います。また、取材には射水市新湊博物館原田館長をはじめ、多くの方にご協力を賜りました。ありがとうございました。

■日 時

平成26年9月21日(日)午後1時～午後5時

■会 場

射水市新湊博物館(富山県射水市鏡宮299)

■内容等

13:00～14:10 展示資料の見学

展示室1「新湊の歴史」

①中世^{ほうじょうづ}生 津(新湊)の賑わい、②湊の民のこころ、③射水の水郷の3つのテーマで新湊の歴史、民俗を紹介。

展示室2「高樹文庫」

①石黒信由^{いしくろのぶよし}の実学、②加越能三州を測る、③正確な絵図を作ると3つにテーマ分けし、石黒信由以下4代の和算、天文暦学、測量術に関する高樹文庫の資料を展示。

信由が測量した加越能三州(越中・加賀・能登：現在の富山県・石川県)の「射水郡大絵図」を始め、野帳や様々な工夫された測量機器の展示には見飽きることがなく時間が限られていたことが悔やまれます。

14:10～14:15 挨拶・趣旨説明

研究グループの代表である神戸大学大学院人文科学研究科 藤田裕嗣教授から本研究会への参加につき謝辞を述べられたあと、研究会の趣旨について説明されました。

14:15～16:15 発表

研究報告1

発表者 中部大学人文学部歴史地理学科
山元貴継准教授

テーマ 地籍資料と『まちづくり』



受講風景

ー沖縄県石垣市における『抱護』林をめぐるー

○はじめに

○沖縄県・石垣島と「抱護」林

○地籍図などに描かれた「抱護」林の消滅

○「抱護」林への再注目

○おわりに

自然災害への対応のみならず、環境負荷を減少させる「コンパクト・シティ」の観点でも再注目されているとのことでした。

研究報告2

発表者 射水市新湊博物館 島崎 毅前館長

テーマ 石黒信由の測量絵図作成と近代地籍図整備事業

1. 石黒信由(1760～1836)の測量と絵図作成

2. 石黒信由の技術を踏襲した石黒一門の技術

3. 地租改正と地籍図の作成

4. 加越能における地租改正以前の土地

所有概念

5. 精度的に劣る明治期の地籍図

展示資料と相まって、なお一層「石黒信由」に興味を湧く報告でした。

全国の伊能忠敬を調べてみる機会があれば嬉しいものです。

研究報告3

発表者 滑川市立博物館 近藤浩二学芸員

テーマ 安政5～6年越中常願寺川の洪水被害絵図

I 安政飛越地震と二次災害の常願寺川大洪水

II 「越中国新川郡吉島村神保家文庫」の変地処分間絵図

過去に起こった災害の痕跡(土石流)が現在どこに位置するのかを研究対象とされているとのこと。土地家屋調査士が資料から境界(標識)を探し出すところと相通じるところがあると感じました。

16:15～16:55 質疑応答とワークショップ

質疑応答の他、「高樹文庫資料」高精細画像インターネット公開について説明されました。館長からも許可をいただきましたので、少しご紹介します。

1. 事業概要 「高樹文庫資料」の測量術・絵図作製に関する資料の中から、学術的に貴重な絵図、閲覧希望の高い絵図を中心に高精細画像を作成、簡単な検索で閲覧できるシステムに

搭載する。

2. 事業名 国指定重要文化財・高樹文庫「石黒信由関係資料」デジタル化事業
3. 事業年度 平成24年度～平成26年度(3か年)
4. 先行公開 平成26年4月27日
(87点:絵図36点、古文書27点、測量器具類24点)
5. 本格公開 平成27年4月予定
(約600点:絵図350点、古文書230点、測量器具類24点)
6. 資料内容 ①加越能広域図、加賀国・越中国・能登国の国図、各国内の郡図、村絵図など。その他、信由の改良した測量器具、測量書などを紹介。
②清図・下図・野帳・日記など一連資料を体系的に搭載し、絵図に表れてない地理的情報や絵図作製の過程を読み取ることができる。

7. 閲覧方法

- (1) 射水市新湊博物館のホームページにアクセスします。
「新湊博物館」で検索、又は<http://www.city.imizu.toyama.jp/museum/>
- (2) トップページ『高樹文庫資料高精細デジタル画像ウェブサイト』をクリック。
- (3) 目次一覧から探したい資料を探します。

16:55～17:00 お礼の挨拶

最後に、富山県土地家屋調査士会島田裕己会長から、参加者各位へのお礼が述べられ、研究会は閉会となりました。

■謝 辞

中部ブロックの方々の真摯な取り組みと弛まぬ努力を惜しみなく尽くされていることがよくわかりました。こういったことが全国に広がっていくことを期待して報告とさせていただきます。日本地理学会、博物館、そして中部ブロックの土地家屋調査士の皆さん、ありがとうございました。



射水市新湊博物館

広報部次長 金子正俊(大阪会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 12

旭川会

『旭川の観光名所・グルメ』

旭川土地家屋調査士会 広報部長 蔦森 邦彦

旭川会は、会員数59名の函館会に次ぐ最少人数会です。全国に自慢できる会員もそうそういないので、と言ってもは会員から怒られますが、今回は旭川会の本拠地である旭川市の観光名所等を紹介します。

旭川市の観光名所といったらなんといっても旭山動物園です。1967年に開園し、年間入園者数は1983年には約59万7千人のピークに達しましたが、その後減少に転じ、1996年には約26万人まで落ち込み閉園の危機に陥りました。これを打開すべく、1997年から動物の自然な形態を見せる行動展示を実現する施設づくりに着手しました。同年には巨大な鳥籠の中を鳥が飛び回る「ととりの村」が完成。翌年以降、百獣の王ライオンにアムールトラ、アムールヒョウ、ユキヒョウ、クロヒョウ、そしてエゾヒグマがいる「もうじゅう館」、「さる山」、4種類のペンギンの飛んでいるような泳ぐ姿を観察することができる「ペンギん館」、高さ17mの塔を渡るオランウータンの様子が観察できる「オランウータン舎」、ホッキョクグマのダイナミックな飛び込みや泳ぐ姿を観察することができる「ほっきょくぐま館」、アザラシの特徴的な泳ぎを観察できる「マリンウェイ(円柱水槽)」がある「あざらし館」、「エゾシカの森」、最近では「きりん舎・カバ館」など毎年のように新施設をオープンさせ、また、冬には旭山動物園の名を全国に広めた「ペンギンの散歩」を行うなど入園者を増やし、2007年には307万人を記録し、恩賜上野動物園の350万人に肉薄しました。しかし、この年をピークにブームの沈静化に伴い減少に転じましたが、現在でも約160万人の入園者があり、恩賜上野動物園・名古屋市東山動植

物園に次ぐ日本第3位の入園者数を誇り、2位までの動物園が大都市にあり、かつジャイアントパンダやコアラなどの集客力のある動物を飼育していることを考慮すると驚異的な成績と考えられています。

その他の観光スポットとしては、入選50周年を迎えた小説「氷点」の舞台となった外国樹種見本林の中にある、作家・三浦綾子の自筆原稿や取材ノートなどを5つの展示室に分かりやすく展示している「三浦綾子記念文学館」、雪の結晶の写真や氷の実物造形などを展示している雪のイメージで造られたビザンチン様式の「北海道伝統美術工芸村 雪の美術館」、道北にゆかりのある作家の作品と国内外の木の造形など合計680点を所蔵している「北海道立旭川美術館」、酒に関する資料を展示し酒の試飲もできる「男山酒造り資料館」、無重力状態を疑似体験できる装置がある旭川市科学館「サイパル」、優佳良織を展示した「北海道伝統美術工芸村」、アイヌ文化に触れ体験できる「川村カ子トアイヌ記念館」・「旭川市博物館」などがあります。



旭山動物園「ペンギん館」



旭山動物園「エゾシカの森」



三浦綾子記念文化館

旭川市は、道内で2番目の市域人口を有する都市で、観光地としても多くの人々を受け入れています。そのため漁港直送を売りにした蟹や鮮魚などの豊富な海の幸を楽しめる寿司屋、居酒屋はもちろんのこと、今や北海道の代名詞となった各種ラーメンを楽しめるテーマパークや、あまり知られてはいませんが蕎麦の産地としては全国でトップクラスであり特産品である江丹別蕎麦を味わう店などが多く点在しています。市内の各地でジンギスカンや道産牛、旭川市発祥の塩ホルモンとトントロを堪能できる焼肉

店もあります。B級グルメとして旭川食品加工協議会が2010年秋の「北の恵み食べマルシェ」で試作・販売したことがきっかけで誕生した「旭川しょうゆ焼きそば」が有名です。旭川は上川百万石とよばれる米どころであり、石狩川を中心に4つの河川に囲まれているため、酒造りに欠かせない良質な水が豊富にあり「北の灘」として酒造りが盛んに行われました。現在も「男山」、「高砂酒造」、「大雪乃蔵」の3社がそれぞれの特徴を生かし個性的な酒造りを行っています。是非、一度お越しください。

岐阜会 『我が岐阜会、我が故郷自慢』

岐阜県土地家屋調査士会 副会長 松田 貴司

我が地元「岐阜県」という県は、全国区から見ればそれ程インパクトのある県ではありません。中部地方以外で「思いつくまま県名を挙げてみてください。」というアンケートを採ったとしたら、きっと、岐阜県と名前が出てくるのは、かなり後ろの方だと思います。下手したら名前すら出てこない人も結構いるのではないかと思います。

そんなあまりパッとしない岐阜県の我が土地家屋調査士会について言えば、よく他会の人からは、「岐阜会は先進的な取組みをしていて、会員の結束も固く、素晴らしい。」とお褒めの言葉をいただきます。しかし、灯台下暗しの我々としたら他会の実情はそれほど詳しくは知りませんし、皆で「情報の共有化」・「地理空間情報の循環」という新しい制度がなんとか創設できないかと、永年力を合わせて頑張っているのですが、ハードルが高くなかなか目に見えた進展はみられません。そんな訳で、ここ数年はやや沈滞ムードが漂っている雰囲気がありました。

そんな沈滞ムードを払拭させてくれたのが、平成25年、我が岐阜会の林千年氏(以後は、いつものように敬愛の気持ちを込めて林さんと呼ばせていただきます。)が日調連会長に選出されたことです。

冒頭でも述べましたが、あまりパッとしないこの岐阜県から、「全国の会長が出る。」なんてことは、私だけかもしれませんが、とてもイメージできませんでした。

林さんが日調連会長になられたことによって、明らかに岐阜会の中の雰囲気は変わったと思います。会員



の一人ひとりの中に、我が岐阜会は日調連会長の出身母体であるという自負心と、林さんに恥をかかせる訳にはいかないという思いがヒシヒシと感じられるようになりました。できれば、この上げ潮ムードを持続させ、今までコツコツと積み上げてきた成果を花開かせるようなことができるよう、会員一同結束して頑張っていきたいと考えております。

話は変わって、次は我が地元自慢の話をいたします。岐阜県の名所・旧跡といえば、小京都といわれる飛騨高山、世界遺産の白川郷、名湯下呂温泉、郡上の盆踊り(徹夜踊り)、長良川の鶺鴒、中山道の馬籠宿(中津川)等々いくつかありますが、いずれも岐阜県の北部か中部以東になります。私の地元は岐阜県不破郡垂井町という町で、岐阜県の西部に位置し、県内では西濃地方と呼ばれています。我が垂井町の西隣が、天下分け目の戦いで有名な関ヶ原町で、岐阜県の最西端になります。

昨年大河ドラマは「軍師官兵衛」でしたが、豊臣

秀吉のもう一人の軍師「竹中半兵衛」は我が垂井町の出身であり、今年是大河ドラマにあやかって、竹中氏陣屋跡などでは、それなりに賑わったようです。ただ、竹中半兵衛さん以降、何百年の間、垂井町からは有名人が輩出されておりませんでした。

それが昨年、一大快挙が起きました。我が垂井町出身の朝井リョウ君が、平成生れの作家としては初の直木賞を受賞したことです。このニュースで随分町は盛り上がり、今でもJR垂井駅には朝井リョウ君の受賞祝賀の横断幕が掲げられております。

でも考えようによっては、安土桃山の時代から現代に至るまで、全国に誇れる有名人を二人しか輩出していないというのは、ちょっと寂しい気もいたします。

とはいっても私にとっては愛すべき故郷であり、住むにはとても住みやすい町だと思っています。現在、垂井町の人口は約2万8千人程で、一時から比べればやや微減しているものの、若い世代もあまり地元を離れず、地元で根付く人が多いと感じています。その理由の一つとして「お祭り」があると思います。町内には地区々でいくつかのお祭りはありますが、中心の垂井地区で行われる「垂井祭り」が最も代表的なお祭りです。

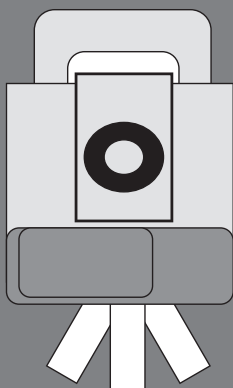
垂井祭りは200年以上続く伝統的なお祭りで、曳山と呼ばれる「山車」が三輦あり、その上で稚児歌舞伎が奉納されます。垂井祭りは5月2日から4日までの3日間行われ、祭典期間中は町中の家々には献灯の提灯が掲げられ、各家々では御馳走を作り、町は祭り一色のムードとなります。

このお祭りの運営をしているのは、30歳以下の青年男子で組織される「青年神事係」と、30歳以上の男子で構成される「協力会」、そして各自治会から選出された委員で組織する「祭典委員会」の3団体で運営されております。いずれの団体も世代が異なりますが、この3団体が力を合わせて祭りの運営にあたっています。昨今その重要性が叫ばれる「地域のコミュニティ」が、正にこの祭りの中にあると思います。我が町の青年諸君は、祭りをとおして「地域のコミュニティ」に触れ、その居心地の良さを感じ、さらに重要性を自覚するきっかけとなっていると思います。そしてその結果が、地元で根付くということではないかと思っています。

私も子供の頃からこのお祭りに触れ、地域のコミュニティの暖かさを感じてきた一人ですので、何とかこの垂井祭りが永く伝承されることを祈念してこの記事の結びといたします。 完



垂井曳山祭り



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

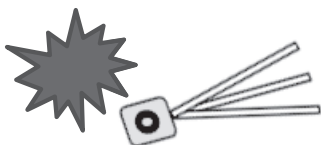
保険期間：平成 27 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間
(中途加入可能です。毎月 20 日締切の翌月 1 日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください！



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

B14-102940 使用期限：2016 年 4 月 1 日



集まれ!! 全国の土地家屋調査士!!

平成25～26年度日調連「研究所研究報告会」の聴講参加者募集について

日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の研究所では、全国から、地域で活躍している会員や推薦等を受けた方を研究員に選任し、平成25～26年度においては、下記のとおり土地家屋調査士制度及び不動産表示登記制度の発展や次世代の制度を見越した研究を行ってきました。

第1部門では、公図の歴史、土地法制等の研究について全国を体系化することを目指しています。

第2部門では、UAV、3Dモデル、QZSS等、測量機器の最先端の研究を行っています。

第3部門では、土地の筆界についての定義等について研究しています。

第4部門では、東日本大震災における登記制度の問題点を捉えた研究をしています。

第5部門では、LADM・STDMについて日本の社会問題と絡めた研究をしています。

第6部門では、世界と日本の地籍制度の比較や諸外国の地籍問題の研究をしています。

しかし、会員の中には、日調連の研究所の研究は、これまで、「具体的な形や成果が見えない!」「何をしているのかよく分からない!」などの厳しい声がありました。また、これらの研究を披露する場もありませんでした。そこで、より多くの会員が身近に研究について興味を持っていただけるようにしたいと考え、今年度はあらゆる方策を採ってまいりました。

その一環として、去年は、広報部の協力を得て、本誌の7月号(NO.690)から12月号(NO.695)までに6つの研究部門の研究の概要を毎月報告いたしました。

また、8月に韓国で行われた国際地籍シンポジウムや第10回及び第11回の地籍問題研究会における定例研究会、G空間EXPO等、多岐に亘って研究所の研究員を派遣し、研究発表等が行われました。そして、今回はその集大成として、これらの研究の成果を直接会員に対して披露する企画として、研究所の研究員全員の研究報告会を開催する運びとなりました。

この研究報告会は、研究員による研究の成果の発表を、連合会役員及び研究所の構成員の間だけではなく、全国の会員へ向け、生で発信しながら交流の場を拡大すること等を目的とし、来る3月19日(木)・20日(金)に土地家屋調査士会館(東京都千代田区)で開催するものであります。

つきましては、同研究報告会に聴講による参加を希望する会員を募集します。興味のある方は各研究員と直接対話もできる機会にもなると思いますので、是非ご応募ください。(※)

参加希望の会員におかれましては、来る2月27日(金)までに、Eメールにより、連合会事務局(担当: 高橋 takahasi@chosashi.or.jp)まで、ご応募いただきますようお願いいたします。

(※)

- 1 募集者多数の場合は、抽選とさせていただきます。
- 2 本会議参加に関する費用は、全て参加者負担によるものとします。
- 3 3月19日(木)午後6時から出席者全員を対象に懇親会を予定しています。(会費は5,000円程度/1人)

平成25～26年度日調連「研究所研究報告会」

- 1 日時: 3月19日(木)午後1時～同5時10分
20日(金)午前9時10分～正午
- 2 場所: 東京都千代田区三崎町1-2-10
土地家屋調査士会館 3階会議室(予定)
- 3 次第案(各研究報告のタイトルについて、現段階で一部仮題もある。)
19日(木)午後
1時00分～1時05分(5分) 開会の辞・趣旨説明
1時05分～1時10分(5分) 会長挨拶

1時10分～第1部門テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究」

(各発表20分、質疑5分)

高橋研究員 千葉県の公図(千葉県の地域的特色)
山崎研究員 福井県の地域的特色
古関研究員 滋賀県の地域的特色

2時25分～第2部門テーマ「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」

(各発表20分、質疑5分)

西村研究員 三次元データの現状と調査士業務との関連について
今瀬研究員 3D地形データを利用した山林の原始筆界復元手法の取組み
長谷川研究員 地籍調査世界標準日本版地上法精度検証実験

3時40分～3時55分(15分) 休憩

3時55分～第3部門テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」

(各発表20分、質疑5分)

山口研究員 今日の筆界の整理
岸田研究員 新たな筆界の種類の提言
寶金研究員 筆界の判断の整合性についての研究
(5時10分終了、6時～8時に任意参加の懇親会を予定)

20日(金)午前

9時10分～第4部門テーマ「東日本大震災の次世代への継承に関する研究」

(各発表20分、質疑5分)

坂本研究員 これからの登記行政を考える
渡部研究員 震災から見る登記行政の抱える問題点

10時00分～第5部門テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」

(各発表20分、質疑5分)

山中研究員 LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(1)
藤井研究員 LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(2)

10時50分～11時05分(15分) 休憩

11時05分～テーマ5「諸外国の地籍制度等の実態に関する研究」

(各発表20分、質疑5分)

戸田研究員 韓国と日本の地籍制度に関する比較研究
月原研究員 「ブータンにおける近年の土地問題と土地行政」

11時55分～ 総括
閉会

平成26年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による平成26年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成26年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成27年1月9日付け官報に掲載されています。

記

試 験 日	筆記試験(8月24日)、口述試験(11月20日)	
出 願 者 数	5,754名	
受 験 者 数	4,617名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合 格 者 数	407名(男391名・96.1% 女16名・3.9%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中65.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中74.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中74.5点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 60 点中 30.0 点に、記述式問題については満点 40 点中 26.0 点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 50 点中 35.0 点に、記述式問題については満点 50 点中 30.0 点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 39.06 歳
 最低年齢 22 歳 1 名
 最高年齢 69 歳 1 名 ※年齢は H26.12.12 現在

生年別合格者数

生 年	人数	生 年	人数	生 年	人数
平成 4 年	1	昭和 51 年	19	昭和 35 年	1
平成 3 年	1	昭和 50 年	21	昭和 34 年	3
平成 2 年	7	昭和 49 年	15	昭和 33 年	1
平成 1 年	5	昭和 48 年	22	昭和 32 年	3
昭和 63 年	6	昭和 47 年	14	昭和 31 年	6
昭和 62 年	11	昭和 46 年	15	昭和 30 年	3
昭和 61 年	11	昭和 45 年	11	昭和 29 年	2
昭和 60 年	10	昭和 44 年	6	昭和 28 年	5
昭和 59 年	20	昭和 43 年	10	昭和 26 年	2
昭和 58 年	8	昭和 42 年	4	昭和 22 年	2
昭和 57 年	13	昭和 41 年	4	昭和 21 年	3
昭和 56 年	15	昭和 40 年	15	昭和 20 年	2
昭和 55 年	23	昭和 39 年	6	昭和 19 年	1
昭和 54 年	28	昭和 38 年	3	合 計	407
昭和 53 年	19	昭和 37 年	6		
昭和 52 年	22	昭和 36 年	2		

受験地別合格者数

受験地	人数
東 京	156
大 阪	55
名古屋	60
広 島	25
福 岡	51
那 覇	4
仙 台	23
札 幌	9
高 松	24
合 計	407

会長レポート

REPORT

12月16日
～1月15日

12月

22日

全調政連・第4回幹部会

菅原副会長とともに全国土地家屋調査士政治連盟との意見交換会に出席。国家的プロジェクトや社会問題化している問題にも私たち土地家屋調査士の活用が求められる昨今の情勢や、当面の活動目標に関して、両組織で意識の共有を図ったところである。

平成27年度土地家屋調査士試験委員候補者による打合会来年度の土地家屋調査士試験委員候補者の皆さんとの協議会に竹谷専務理事、中塚総務部長とともに参加。試験委員候補者の方々は主に首都圏近郊で活躍している活気に満ちた土地家屋調査士が多く、有意義な意見交換をさせていただいた。

1月

6日

日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会新年挨拶交換会

東京霞が関の弁護士会館において開催された日弁連主催の新年挨拶交換会が平成27年最初の会務となり、各副会長、専務理事とともに出席。日調連とも長くお付き合いいただいている法曹界の方々や多くの政治家のみなさんと新年の挨拶をさせていただき、本年の飛躍を誓ったところである。

7日

第12回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長、財務部長から年末年始にかけての会務報告を受けるとともに、午後から開催の常任理事会における協議事項に関して整理

7日、8日

第6回常任理事会

平成27年最初の常任理事会を招集したが、各副会長、専務理事、各常任理事とも元気な姿で出席することができ、あたりまえの中に幸せを感じる。会議では、当連合会における地図づくりへの取組、不動産登記規則第93条不動産調査報告書案件、土地家屋調査士特別研修、新人研修会、平成27年度事業方針大綱案、平成27年度各部事業計

画案、平成27年度予算案、新年賀詞交歓会の打合せ等、多くの事項について協議を行った。

8日

年始あいさつ回り

各副会長、専務理事、総務部長とともに新年のご挨拶に各所を訪問。法務省においては、上川法務大臣にもご挨拶することができ、激励の言葉も頂く。また、法務省民事第二課、国土交通省地籍整備課、東京法務局、日本弁護士連合会、全国国土調査協会、衆参国会議員の先生方等、日頃お世話になっている皆様方を訪問させていただいた。

14日、15日

平成26年度第2回全国会長会議及び平成27年新年賀詞交歓会

全国会長会議及び新年賀詞交歓会を東京ドームホテルにおいて開催。会長会議においては、平成26年度事業の経過報告や平成27年度に向けての事業方針大綱案、それにリンクする各部の事業計画案等につき全国50会会長の方々と方向性の確認を意識するとともに、連合会に対して数多くの対応課題も提供いただいたところである。

また、新年賀詞交歓会においては、毎年のお顔にお目にかかれる喜びとともに、昨年11月に開催した2014日調連公開シンポジウムでお世話になった関係で本年初めてお招きさせていただいたお客様も大勢来場いただき、盛況のうちに開催できたことに感謝させていただいた。

15日

日本司法書士会連合会・同政治連盟・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・全国公共嘱託登記司法書士協会協議会・司法書士国民年金基金平成27年新年賀詞交歓会

中塚総務部長とともに出席。全国土地家屋調査士政治連盟からも横山会長、土地家屋調査士国民年金基金からは海野理事長が出席。友好団体として永くお世話になっている日司連関連の皆様、日頃の感謝と新年のご挨拶をさせていただいた。お互いの組織同士で情報の共有が一層求められる実態を感じたところである。



土地家屋調査士の本棚

「国土のグランドデザイン2050」 が描くこの国の未来

編著／国土交通省国土政策研究会

内 容

本書は、本年夏に閣議決定予定の次期国土形成計画(かつての全国総合開発計画)のベースとして国土交通省がまとめた、国土像の長期ビジョン「国土のグランドデザイン2050」を一般向けに分かりやすく説明した解説書である。今後不可避である人口減少や少子高齢化に立ち向かうためのキーコンセプトとして、「コンパクト＋ネットワーク」を打ち出すとともに、「対流促進型国土の形成」を提唱している。また、太田昭宏国土交通大臣とベストセラー「地方消滅」(中公新書)の編著者である増田寛也元総務大臣の対談も収録。

平成20年以來の国土計画改定であり、土地家屋調査士としても、土地境界の明確化、所有者不明土地問題解決について、取り組みを働きかける良い機会である。本書を参考にして、今後議論に参加していくべきと思われる。



A5判 157ページ

定価(税込) 1,512円

発刊元：株式会社大成出版社

発行日：平成26年12月28日

発行・販売 大成出版社 営業管理部 www.taisei-shuppan.co.jp/
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 電話：03-3321-4002

重要なお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局が発行する 電子証明書をご利用の皆様へ

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局については、平成25年の第70回定時総会において承認されましたとおり、平成27年3月15日をもって閉局することとなります。

なお、当該認証局が発行した有効な電子証明書は、閉局の2週間程度前に全て失効しておく必要があり、その手続を平成27年2月20日から同月27日までの期間に順次行うこととしておりますので、お知らせします。

つきましては、オンライン登記申請を行っている会員の皆様におかれましては、セコムトラストシステムズ株式会社が発行する「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書」をお早めに取得いただきますようお願いいたします。

平成27年2月15日

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

ち ょ う さ し 俳 壇

第357回



稜線

水上陽三

一陽来復稜線の日の沒りどころ
稜線のたてがみ透けて寒波来る
雪嶺を眼下に跨ぐ機影かな
深霜や田のある町に住み古りて
熟睡して寒暁の詩珠と抱く

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

不忍池の夕日に飛べる百合鷗
呼び合へる木の天辺の初鵝
浅草の六区通りの四日かな
竹林に冬日の残る小学校
東京市場大発会の打鐘かな

茨城 島田 操

偕老の家に咲かせし餅の花
三夫婦の笑顔が揃ふ初写真
澄む空に羽音も清し初鵝
昇る日の光の中へ初鵝
旅果てて一人見上ぐる寒の月

茨城 中原ひそむ

冬海も我が家も見ゆる病棟に
阿武隈の遠嶺は雪に入院す
点滴に絶食五日雪霏々と
妻看とる病棟の窓今日も雪
点滴の滴一滴山眠る

東京 雅々女

一羽右向けばみな向く鴨の陣
駆け下りし北風に押さるるメトロぐち
松明けて早や街騒の戻りける

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

不忍池の夕日に飛べる百合鷗

別名都鳥で、都鳥といえは隅田川が連想され、業平の「名にしおはばいざ言問はん都鳥わが思ふ人は在りやなしやと」の歌が思い出される。白い羽色に赤い嘴、赤い脚の対照が優美である。海から深く入りこんだ川や湖沼にまで棲息する。京都の鴨川でも見掛けるが、河口から五十四キロの私の住む近所の多摩川でも見掛けられたが、現在では見掛けられないので淋しい思いをしている。夕日に輝く優美な舞い姿が想像される。

島田 操

偕老の家に咲かせし餅の花

偕老は偕老同穴の略で、夫婦が仲良く年を取り、死んでは同じ墓に入る意で、ここではお互いに元気な老夫婦の住まいと解したい。餅の花は、柳・榎などの枝に餅や団子を小さく丸めてつけ、神棚近くの柱などに飾るもの。稲を模した正月の飾り木の一つで、豊作を祈る。昔養蚕の盛んな頃は「繭玉」と呼び、米粉で繭の形を作ってつけた。

年々減少していくこのような風俗的行事を大事にしている老夫婦の生活が、健康で長続きすることを願ってやまない。

中原ひそむ

冬海も我が家も見ゆる病棟に

一連の投句作品には、「妻退院」という表題が付されていたが、それらしい俳句は見掛けなかったのだ、おそらくその後無事退院されたものと思う。病棟から海ばかりでなく我が家まで見えるということは考えようによつては自宅にいるような安らかさを覚えるのではなからうか。ただ五句目の一句が気に掛からぬでもない。お互いご自愛に努められたい。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3〜5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

私達を取り巻く制度も じっくり時間をかけて 熟成してきました。

必要なものを急いで用意しながら、明治維新政府は地所永代売買の禁を解き、地券を発行します。矢継ぎ早に関連の達・変更の達が発せられますが、「質にとった」のか「売買した」のか判断に苦しむとの裁判所からの申し入れも見られます。個人的に収集した沢山の地券のうち、初期のものは裏面には「日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ…」と印刷されているのですが、数年後に印刷されたものは左側余白に版木で刷った裏書を記入し、更にその後に発行されたものは、先の説明文は上三分の一に仕切って、その下が裏書スペースとなっています。発行年月と共に様々な情報源であり、大日本帝国憲法や民法に先立って明治19年には登記法が公布されています。



以来、多年にわたり少しずつ研究と改良が積み重ねられて、関係者の努力の末に今日があります。不動産登記の救世主となるべき筆界特定制度も最初から完璧なものとはとても思えませんが、不満足な意見より、問題整理・入口整理にでも活用し、隣接地所有者の居所が判明しないものも活用され、それらを積み重ねて初期の「境界確定委員会」案まで浮上させねばなりません。

私達個人個人の人生設計も、 じっくり時間をかけて熟成させましょう。

「定収が約束されていない」点だけは自由業ですが、役員もやり、子育てが終わっても、事務所のあれを変えたい、これも直して等と支出は随時追いかけてきます。血圧の高さを自慢したり、診察券の多さを競っても仕方ありません。

将来設計は自由です。そして自信もおありでしょうが、時代と共に環境や情勢の変化も無視できません。定収を得るための財産確保が(長期に亘る月賦のような感覚の)定期的な少額の投資で、しかも無税で出来るのでしたら国民年金基金が一番です。各都

道府県国民年金基金に加入しておられない方は、土地家屋調査士国民年金基金に一度ご相談してみることをお勧めします。事務局はお待ちしております。



昨年企画いたしました加入キャンペーン

「ディズニーリゾートパークチケット(ペア)プレゼント」は

下記の方々にご当選されました。おめでとうございます！

キャンペーン期間中、たくさんのご加入をいただき、

ありがとうございました。

加入キャンペーン

東京ディズニーリゾート パークチケット(ペア)

当選者発表



新潟県	柳原 様
群馬県	桜井 様
埼玉県	遠藤 様
東京都	真壁 様
岐阜県	奥村 様
大阪府	黒下 様
兵庫県	大富 様
兵庫県	高橋 様
岡山県	岩藤 様
熊本県	赤星 様



まだ間に合う

増口キャッシュバックキャンペーン

★5千円以上1万円未満の増口で

3,000円

★1万円以上2万円未満の増口で

5,000円

★2万円以上の増口で

7,000円

【キャンペーン期間】

平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日

* 1年間に複数回ご増口頂いた場合でも、
キャンペーンはお一人様初回の1回限り有効です。
* 増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座に
お振込み致します。
(振込予定日: 増口申出月の2か月後の末日)

土地家屋調査士国民年金基金 : 0120-145-040 (フリーダイヤル)

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて



セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)が発行する電子証明書は、電子ファイルです。

当該電子ファイルは、専用のダウンロードツールを利用して、お手持ちのパソコンにダウンロードしていただく必要があります。

以下、ダウンロードの手順の概要について、説明します。

- 1 連合会ホームページ「会員の広場」から、ダウンロードツールを取得してください。(オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)→1. 電子証明書のダウンロード)

※ ダウンロード方法の詳細を記載したマニュアルもご用意しておりますので、ご覧ください。



電子証明書ダウンロードツール

ヘルプ

セコムパスポート for G-ID
土地家屋調査士電子証明書

「電子証明書ダウンロードツール」は、土地家屋調査士会員様が電子証明書の取得を行うためのツールです。

郵送にて受領した「識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている「識別番号」と「PINコード」を入力してください。

識別番号: 12345678

PINコード: ●●●●●●●●

証明書取得

日本土地家屋調査士会連合会

終了

1. 識別番号を入力

2. PINコードを入力

3. クリック

- 2 1でダウンロードした電子証明書ダウンロードツールを使って、電子証明書を取得してください。

※ 電子証明書のダウンロードには、本人限定受取郵便に同封の「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている識別番号及びPINコードの入力が必要です。

※ 電子証明書は、ダウンロード開始から1時間を経過すると再度ダウンロードできなくなります。

- 3 ダウンロードした電子証明書は、すぐにご利用いただけます。

※ PDFへの署名には環境設定が必要となります。詳細は、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページに掲載されている「PDF署名プラグイン操作説明書」をご覧ください。

ご注意！

- 1 新認証局から本人限定受取郵便を受け取りましたら、**必ず速やかに電子証明書をダウンロードしてください。**
- 2 電子証明書をダウンロードしましたら、電子証明書の記載事項を確認の上、同封の受領書に実印を押印し、**「ダウンロード及び受領書返送期限」までに受領書を日本土地家屋調査士会連合会までご返送又はご持参ください。**
- 3 期限までに受領書が連合会に送付されない場合は、電子証明書が取消され、利用できなくなる場合がございます。また、**ダウンロードを実施せずに「受領書」をご返送いただいても、一定期間経過後に電子証明書は削除されますので、ご注意ください。**

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いた オンライン登記申請に必要な環境設定について



詳細の手順書などにつきましては、連合会ホームページ「会員の広場」の「オンライン登記申請関係」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1 コントロールパネルの「プログラムと機能」において、連合会が提供していた次のツール類をアンインストールする。

- (1) ICカードドライバ(日本土地家屋調査士会連合会向けICカードドライバ(Standard-9M)又はMistyGuardRシリーズ用ICカードドライバ(STD-9用))
- (2) 電子署名プラグインソフト(SignedPDF)
- (3) XML署名ツール(XMLインストーラ)
- (4) ICカード検証ツール(ICカード検証ツール Setup)

※ 括弧内は、「プログラムと機能」において表示される名称です。

※ 当該手順は、(1)～(4)のツール類をインストールしていない、又は、既にアンインストールしている場合には、必要ありません。

※ ICカードドライバをアンインストールすると、連合会特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)が利用できなくなります。

2 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「申請用総合ソフト」をインストールする。(当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。)

※ 当該ソフトのご利用に当たっては、ご利用のパソコンに、Microsoft社の.NET Framework4又は.NET Framework4.5がインストールされている必要があります。

※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)をご確認ください。

添付情報に電子署名をしない場合は、ここで終了です。



3 図面以外の添付情報(PDF)に電子署名する場合

委任状や不動産登記規則第93条不動産調査報告書等に電子署名を行う場合に設定してください。

PDFへの署名は、次の方法で行うことができます。

- (1) Adobe Acrobatの署名機能を利用する。
- (2) 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」ホームページにおいて公開されている「PDF署名プラグイン」を利用する。

※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/index.html>)をご確認ください。

※ Adobe Acrobat 8以前のバージョンの署名機能は、セコムが発行する新しい暗号アルゴリズムを用いて作成された電子証明書には対応していません。

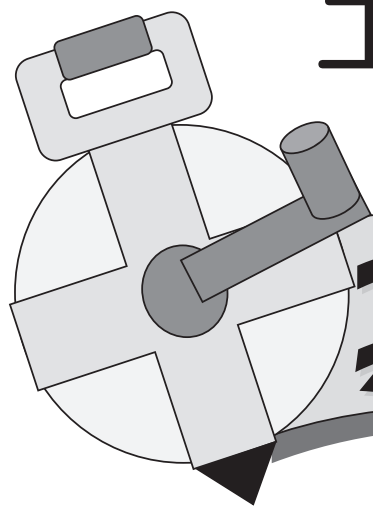
※ Adobe Acrobat 9以前のバージョンは、Adobe社のサポートが終了しており、法務省では利用を推奨していません。

※ 平成27年2月まで連合会特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)を併用する場合は、当該手順の後に、ICカードドライバをインストールしてください。

4 図面ファイル(XML、TIFF)に署名をする場合

連合会ホームページ「会員の広場」から、「XML署名ツール」をダウンロードし、解凍する。

地積測量図や建物図面等に電子署名を行う場合に設定してください。



土地家屋調査士 賠償責任保険

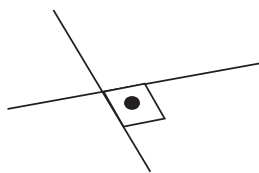
募集中

万一のときのために、
是非この機会にご加入を
ご検討ください！



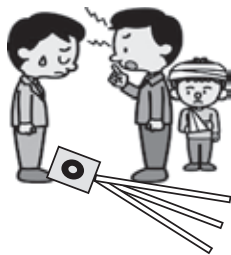
お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

測量中、測量機が転倒
し、付近にいた子供がけが
をした。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころんで
けがをし、通院した。



ポイント！
調査士に賠償責任が発生
しないケースでも見舞金の
対象となります。

*ただし、事前に保険会社の同
意が必要となります。



2015 年 4 月始期分より

被害者治療費用等補償特約をセット！

「被害者治療費用等補償特約」を新たに追加し補償内容が充実しました。

保険期間：平成 27 年 4 月 1 日から 1 年間

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

B14-103001 使用期限：2016 年 4 月 1 日

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年12月 1日付			
神奈川	2990	渡邊 哲也	神奈川 2991 井上 英司
静岡	1761	櫻井 宏志	大阪 3230 木村 集
大阪	3231	仲谷 和隆	大阪 3232 平野 和昭
山口	958	中藤 敏志	
平成26年12月10日付			
埼玉	2570	宮腰 泰光	大阪 3233 下農 啓介
兵庫	2446	大富 有起	
平成26年12月22日付			
埼玉	2571	落合 航平	静岡 1762 萩間 康人
愛知	2865	牧野 就	岐阜 1258 林 剛

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年 9月23日付			
大阪	3219	竹中 祥晃	
平成26年10月27日付			
静岡	1274	加藤 薫	
平成26年11月 3日付			
山口	673	濱田 年一	
平成26年11月 5日付			
東京	7639	山田 四朗	
平成26年11月11日付			
長野	1832	野池 光男	
平成26年11月24日付			
長野	2215	中沢 武	
平成26年11月26日付			
埼玉	1748	田口 大	
平成26年12月 1日付			
東京	5731	上赤 一郎	神奈川 2774 小清水 聡
長野	1888	中村 典雄	
平成26年12月10日付			
東京	7565	小林 文子	埼玉 1527 森田 光一
大阪	1954	谷 保一	兵庫 1631 清水 保
広島	511	今村外茂司	岡山 1297 元林 一海
福岡	1209	豊原 卓	福岡 1792 小川 敏雪
長崎	570	中村 允昭	鹿児島 438 倉内 芳美
岩手	316	大沼 俊雄	
平成26年12月12日付			
東京	6811	小林 明	東京 7649 吉田 雅一
神奈川	2531	福馬 一朗	神奈川 2900 安達 彪
埼玉	2006	岩渕 啓治	埼玉 2109 岩崎 良一
埼玉	2219	根岸 秀夫	千葉 1138 高橋 正義

千葉	1759	林 保雄	千葉	2095	武田 昇
千葉	2105	中嶋 裕治	群馬	633	須藤 醉次
大阪	1281	北村 哲	大阪	1676	野田 勇一
大阪	2213	岡本 八呂	大阪	2333	加藤 弘泰
大阪	2462	萩原 正行	大阪	3041	世良 宣茂
京都	693	木下賢一朗	京都	754	伊藤 正人
京都	780	佐々木和広	京都	834	長山 敏市
京都	835	白尾 賢作	兵庫	1187	古居 茂
兵庫	1704	前橋 一郎	兵庫	1748	木村 眞介
兵庫	1945	平野 眞男	兵庫	1971	井上 新次
兵庫	2013	高橋 了	兵庫	2047	小枝 佐世
兵庫	2075	泉 和宏	滋賀	257	土井 清
和歌山	412	福本 豊	愛知	2669	松本 慶司
山口	740	三刀屋康之	福岡	2008	芦谷 英美
長崎	603	日高 義徳	大分	627	衛藤 祐二
福島	1451	安藤 宏幸	岩手	897	権頭 輝男

平成26年12月22日付

東京	6043	玉野 明	東京	6190	森 清
東京	7175	村田慎太郎	兵庫	2439	高橋 悟
三重	819	瀧口 忠雄			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年12月 1日付

新潟	1973	井口 英雄	新潟	2172	須藤 哲男
新潟	2180	星野 裕司	新潟	2187	小林 潤
新潟	2189	高見 礼央	新潟	2190	小林 充
新潟	2194	五十嵐久美子	新潟	2195	石川 和久
新潟	2196	五十嵐 淳	福井	431	倉田 英樹
宮崎	593	小西 俊一	札幌	1171	藪 孝雄

平成26年12月10日付

神奈川	2953	菅原 大悟	三重	871	近藤 真史
福井	432	山本 慶一	富山	505	芝田 達矢
岡山	1363	國定 龍也	長崎	782	渡部 聖吾
宮崎	742	岸良 健一	宮崎	783	檜下 真人

平成26年12月22日付

奈良	423	寺田 政好	奈良	425	佐藤 将太
徳島	451	北川 一郎			

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行手続はお済ですか？

日調連特定認証局の閉局に向け、すべてのICカードの失効手続を、本年2月20日から同月27日に行います。失効手続後は、有効期限に関わらず、すべてのICカードが使用できなくなります。

オンライン登記申請を利用されている会員の皆様は、「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書」の発行手続を、お早めをお願いします。



セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書では、
国税の電子申告が可能です！



利用方法等については、国税庁へお問合せください。

国税庁

TEL 0570-01-5901

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成26年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

中国ブロック協議会(7名)

広島会(5名)

安原 和志	有場 裕介
佐藤 秀樹	銭原 亨
六箱 将隆	

鳥取会(2名)

加納 友広	生田 光泰
-------	-------

(順不同・敬称略)
計7名

12月

17日

第9回業務部会(電子会議)

＜協議議題＞

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 5 不動産登記規則第93条調査報告書様式の改定について

18日

第4回編集会議

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 2 2月号の編集状況について
- 3 3月号から5月号の掲載記事について
- 4 平成27年度の企画について

18日、19日

第5回財務部会

＜議題＞

- 1 各種委員会委員等への報償費の支出について
- 2 平成27年度における親睦事業の方針について
- 3 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について
- 4 平成27年度一般会計予算(案)等について
- 5 会報2月号掲載予定の保険に係る原稿について
- 6 傷害保険について
- 7 共済会が取扱う各種保険の月額手数料の改定について

第5回研修部会

＜協議事項＞

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修ライブラリの運用・更新について
- 5 研修用教材の運用・更新について
- 6 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 7 ADR認定土地家屋調査士研修の検討と啓発について
- 8 平成27年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

19日

第4回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 受講者募集状況について
- 2 集合研修・総合講義の講師派遣の依頼について
- 3 教材作成委員会について
- 4 考査問題検討委員会について
- 5 第9回土地家屋調査士特別研修の決算について
- 6 平成27年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 7 第11回土地家屋調査士特別研修について

1月

7日

第12回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成26年度第6回常任理事会協議事項の対応について

7日、8日

第6回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 平成26年度第2回全国会長会議及び平成27年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 懲戒処分情報の公開の取扱いについて
- 3 各種委員会委員等への報償費の支出について
- 4 平成27年度土地家屋調査士新人研修について
- 5 大都市における地図作成作業説明会の開催について
- 6 平成27年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第6回常任理事会業務監査

14日、15日

第2回全国会長会議

1 連合会からの説明事項

- (1)「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について
- (2)各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について
- (3)不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式について
- 2 平成27年度における事業方針
 - (1)平成27年度事業方針大綱(案)について
 - (2)平成27年度各部等事業計画(案)について

15日

第2回法務委員会

＜議題＞

- 1 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士について

特定認証業務の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行について

連合会では、現認証局が行っている電子証明書の発行業務を、「電子署名及び認証業務に関する法律」における認定を受けた民間の認定認証事業者であるセコムトラストシステムズ株式会社に委託することとし、同社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)から電子証明書の発行を開始しております。

1 現認証局で発行した電子証明書の利用可能期間

2015年(平成27年)2月20日～27日に、現認証局において発行したすべての電子証明書を順次失効します。失効手続後は、電子証明書の有効期限に関わらず、すべてのICカードの利用ができなくなります。

2 新認証局が発行する電子証明書の利用申込み

(1) 利用申込書の送付対象

昨年1月1日以降に、1日でも現認証局が発行した有効な電子証明書を保有されていた会員につきましては、新認証局が発行する電子証明書の利用申込書を連合会から昨年9月5日に郵送しています。

(2) 利用申込書送付を希望する会員

(1)に該当しない会員につきましては、利用申込書送付希望が必要になりますので、連合会ホームページから申込みをお願いします。

3 新認証局における電子証明書の発行

(1) 必要書類等

電子証明書の発行には、①利用申込書※、②公文書(住民票の写し・印鑑登録証明書)、③発行負担金(領収書のコピー等)、④戸籍謄(抄)本(職名等を登録している会員)が必要です。

※連合会において、土地家屋調査士名簿の情報から、氏名や住所等の必要事項をあらかじめ印

字した利用申込書を送付します。その利用申込書の記載事項と必要書類となる公文書の記載内容が一致していることが、電子証明書を発行する条件の一つとされていますので、氏名や住所に変更がある場合は、土地家屋調査士名簿に係る登録事項変更の手続きを行っていただくことが必要になります。

(2) 利用申込みの受付開始

利用申込書の送付開始をもって利用申込書の受付の開始をしています。

連合会では、送付された必要書類等の確認を行い、不備のある場合は、適正なものになるようその対応を行います。また、ICカードは本年2月20日～27日にすべて失効することとなりますので、お早めにお申込みいただきますよう、ご協力をお願いします。

(3) 発行開始

昨年10月末から電子証明書の発行を開始していますが、日々に発行できる枚数には限りがあります。発行に必要な書類が調っていることの確認ができた会員から、保有するICカードの残存する有効期限を考慮し、発行しております。

(4) 発行負担金

電子証明書の発行に係る負担金は10,000円(税込)です。ただし、現認証局において発行した電子証明書の有効期限の残存期間に応じて、新認証局から最初に発行する電子証明書に限り、次のとおりとします。

日調連特定認証局において発行した 電子証明書の有効期限が該当する区分	発行負担金
2018/10/16 ～	1,000円
2018/ 4/16 ～ 2018/10/15	2,000円
2017/10/16 ～ 2018/ 4/15	3,000円
2017/ 4/16 ～ 2017/10/15	4,000円
2016/10/16 ～ 2017/ 4/15	5,000円
2016/ 4/16 ～ 2016/10/15	6,000円
2015/10/16 ～ 2016/ 4/15	7,000円
2015/ 4/16 ～ 2015/10/15	8,000円
2014/10/16 ～ 2015/ 4/15	9,000円
～ 2014/10/15	10,000円

(注) 電子証明書の発行や失効(取消)の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等に則って手続を行わなければならないことから、会員各位にお手数をおかけすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

※この金額は、2016年(平成28年) 3月31日(消印有効)までに連合会に到着した電子証明書利用申込書について適用します。

※平成26年第2回理事会決議により定められたものです。

移行スケジュール

	2014(H26) 年度							2015年(H27) 年度			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
現認証局	電子証明書発行期間										
								★失効2月20～27日			
								★閉局3/15			
新認証局	★利用申込書発送・審査開始										
	電子証明書発行										
	★10月末										
	ヘルプデスク(ダウンロード等に関する)										
	★10/1開始予定 ☆4/30終了予定										

新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い

平成26年9月から「セコムパスポート for G-ID」新認証局における電子証明書利用申込の受付を開始しておりますが、これまでに多く寄せられたお問合せについてまとめましたので、これからお申込みをされる会員につきましては、ご確認ください。

1 発行負担金について

新認証局が発行する電子証明書をお申込みいただく際の発行負担金は、同封の「電子証明書発行負担金のお知らせ」の「1 最初に発行する電子証明書の発行負担金」の金額をご入金ください。

「2 通常の発行負担金(2枚目以降)」とは、新認証局が発行する電子証明書の有効期間満了に伴って更新を行う場合又は電子証明書やPINを紛失し再度発行が必要となる場合などが該当します。

新規に電子証明書の利用を申し込まれる会員につきましては、発行負担金は10,000円(税込)となります。

2 振込先の口座について

(1) 振込先につきましては、必ず次の口座にご入金ください。

- ・金融機関名：みずほ銀行
- ・支店名：九段支店
- ・振込先名義：日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座の種類：普通
- ・口座番号：1601962

※ 振込先の口座は、現行の日調連特定認証局の申込時のものと異なります。

(2) 振込者名について

(会番号2ケタ+登録番号5ケタ)+会員名をご入力ください。

例) 東京会の第9999番「調査士 華子」の場合、
「0109999 チョウサシハナコ」

発行負担金の振込時に、登録番号のご入力又はご記載ができない場合は、振込者名として電子証明書の申込者名をご入力又はご記載ください。

※ 振込者名に登録番号や氏名がない場合又は振込名義が会社名などの場合、振込者の特定が困難となり、発行が遅れる場合があります。同姓同名の会員が他にいる場合についても、振込者の特定が困難になりますので、登録番号のご入力又はご記載にご協力をお願いします。

3 利用申込に必要な書類

- (1) 利用申込書(実印を鮮明に押印してください。)
- (2) 印鑑登録証明書(コピー不可)
- (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は広域交付住民票(コピー不可)
- (4) 振込依頼書又は領収書等の控のコピー
- (5) (職名を登録している場合) 戸籍謄(抄)本(コピー不可)

※ 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本などの公文書をコピーしたものは不備書類となり、取り扱えません。

4 職名・日本名について

職名とは、婚姻等により氏名が変わった後も、旧姓を使用して業務を行う場合に土地家屋調査士名簿に登録する土地家屋調査士としての氏名です。

日本名とは、外国人の方で通称を使用する場合、土地家屋調査士名簿に登録する氏名です。

利用申込書の「職名又は日本名」欄が空欄の会員につきましては、「職名又は日本名」が登録されておられませんので、そのままご返送ください。

日調連特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)は、平成27年2月20日~同月27日にすべて失効します。

富山会

「新人土地家屋調査士 第2回 牡丹ちゃん^{ぼたん}が往く」



『らんどまーく』第357号

富山会広報部では、日本土地家屋調査士会連合会が作成した調査・測量実施要領を用いて、会話形式の逐条解説を連載させていただいております。当該逐条解説は、会員による当要領再確認のきっかけをつくり、一般の方々にも土地家屋調査士の業務に関心を持っていただくことを目的としています。これにより皆様の業務の一助となれば幸いです。



牡丹ちゃん
新人土地家屋調査士



ちょうさし博士
牡丹ちゃんが困ったときに頼りに
している古参の土地家屋調査士



かくどさん
牡丹ちゃんの知り合いの
地主さん

牡丹ちゃん、プライベートも一生懸命です。

牡丹 あー。遅れる……。もうっ、かくどさんは話が長いんだから。

…1時間前

牡丹 あっ、こんにちは、いつもありがとうございます。

かくど おや、いつも作業着なのに、今日はえらく、きれいな格好しているね。

牡丹 そうなんです。今日、婚活パーティーに行くんです。

かくど そうか。そろそろ牡丹ちゃんもそんな年頃か。僕の頃なんか…

話は続き…1時間が経過

牡丹 あの～ ところで、今日

はどうされました。

かくど そうそう、そうなんだよ。いやー。牡丹ちゃんの顔を見たら何しに來たのかも忘ちゃってたよ。この前、法務局から通知がきて、地図をきれいにするとかなんとか言ってたんだけど、いったいなんのことやらわからなかったから、ちょっと聞いておこうと思ってねえ。

牡丹 そう言えば、かくどさんの地域は今年の地図作成事業の対象地だったような気がしますね。

かくど 地図をきれいにすると、何かいいことあるのかなあ。

牡丹 ありますよー。自宅の土地と法務局に備えてある地図に書いてある土地の形状が全く違っていたら不安になりませんか。それが、国の費用負担で地図をきれいにすることができたら、すばらしいことだと思います。

かくど ん～。うちのところは、地

図に書いてある土地の形状と現況はおおむね合っているから、あまり関係がないような気がするんだけどなあ…

牡丹 そうですか。また今度、地図作成事業を担当している調査士に詳しく聞いてみます。そろそろ出ないと遅刻しちゃうので、今日のところは…

次の日

牡丹 はあーつ。昨日は、かくどさんの話が気になってせっかくの婚活も楽しくなかったわ。気を取り直して、ちょうさし博士に電話してみようっと。

プルルルルー。プルルルルー。

博士 はい、ちょうさし博士です。

牡丹 牡丹です。今、大丈夫ですか？博士は今年、14条地図作

成事業を担当されていますよね。ちょっと教えて欲しいのですが…。地図と現況がおおむね一致している土地の所有者にとっては、14条の地図作成をしてもあまり意味がないものなのですか。

博 士 そうでもないですよ。14条地図作成事業が完了すれば、管轄法務局に14条1項の地図成果により作成された地図が備え置かれることになりますし、境界標が設置されていない土地には、境界標を設置してもらえます。

牡 丹 そうなんですね。

博 士 また、調測要領24条にある地図整備区分では、14条地図作成事業により公図備付地区か

ら数値地図整備地区になり、管轄法務局には、成果値を確認できる資料が備わることになりますから、境界標が無くなった場合でも、相当程度の精度で境界点を復元することが可能になります。さらに、調測要領26条の精度区分では、図面の誤差の限度は、当該土地においての登記所備付けの地図の精度に準ずるものとなりますので、測量の誤差の限度にも影響してくる場合があります。

牡 丹 先ほど言われた、地図整備区分って何ですか。

博 士 地図整備区分は、対象地における必要な標準作業方法を決める際の目安になります。公図備

付地区であれば、25条の地形区分を検討し、26条の精度区分により誤差の限度を考えていたと思いますが、14条1項の地図には精度区分が表示されますので、その地図の精度が誤差の限度ということになります。

牡 丹 25条の地形区分の表が言葉で書かれていて、すぐわかりにくいので、対象地の地域区分には結構悩みます。

博 士 地形区分は対象地の測量誤差の限度を決定するためにあり、具体的には25条の表に載っているのだけど、調測要領の別紙8の標準地形区分適用事例を見た方がわかりやすいかな。

25条の地形区分の表

地形区分	地域区分	現地の状況
市 街 地	密集市街地	政令に定める都市又はこれに準ずる都市で建物が最も密集している地域
	市 街 地	交通、経済、文化等の中心となる地域
	準市街地	建物が町並を形成する地域 市街地を形成する見込みの多い地域
平 地	村 落 地	市街地又は準市街地に隣接した田園地帯で農耕を主とする地域
	農 耕 地	農耕を主とする地域
	急傾斜地	平均斜度15度以上の市街地
山 地	山 林	木竹が集団となって生育している地域
	原 野	雑草、灌木類が生育している地域
	急傾斜地	平均斜度15度以上の平地

別紙8の標準地形区分適用事例

㊦ 密集市街地



㊦ 市街地



㊦ 準市街地



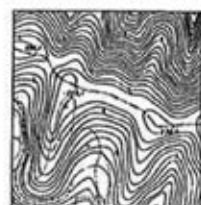
㊦ 村落



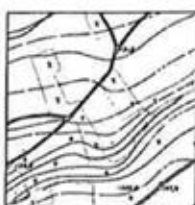
㊦ 農耕地



㊦ 山林



㊦ 原野



博 士 そういえば、昨日婚活パーティだったんだよね。どうだった?いい人いた?

牡 丹 いやー。遅刻しちゃうし、今教えてもらった14条地図作成事業のことで、頭がいっぱいになっちゃって全然話ができませんでした。

博 士 そうかー。牡丹ちゃんも仕事熱心だなあ。僕なんて若いころは…

話は続き…1時間が経過

博 士 じゃあまたね。

牡 丹 はい、失礼します。…

んっ。そういえば私、何か質問していたような。何だったっけ?私の周りには話の長い人ばかりだわっ…。

今日も一生懸命の牡丹ちゃんでした。

参考文献 土地家屋調査士 調査・測量実施要領 第6版

※当記事は、架空の土地家屋調査士である牡丹ちゃんに関わった想定に基づく内容となっていますが、実際の測量・調査については、各会員が事件に応じ各々の責任において適宜判断してください。

立案 石山 努

編集 広報部

編集後記

「人生を豊かにするコミュニケーション」vol.4

今回は「自分の話をどうやって相手に快く受け取ってもらえるか。」という観点で教えていただくことにいたしました。

このことは前回も同様なのですが、コミュニケーションにおいては話し方がうまいことより、聞き方がうまいことの方が、より重要とのこと。聞き方がうまくなることによって、こちらが何を話すべきなのかが理解でき、相手にとって本当に必要な話をすることができるようになるということです。

逆に聞き方が下手だと、相手にとっていつも的外れな話をすることになりますので、結果として不快な会話をし続けることに繋がってしまいます。

こういうことが起こらないように、今回は前回よりも更に突っ込んだ「話の聞き方」に絞って学んできました。

先ず話の内容が正確に伝わっていること、相手の言葉が自分の耳を通してちゃんと受け取れている必要があります。そのことを確認できる最初の方法は「オウム返し」です。少し専門的な言葉を使うと「バックトラッキング」といいます。オウム返しとは、相手の言葉をそのまま、聞こえた通りに相手に返します。相手に「ちょっと悩みがありまして…」と言われたら「ちょっと悩みがあるんですね?」と言い返すわけです。しかしこれをあまり繰り返し過ぎると、逆に相手には不快

に思われることがありますので注意が必要です。

そこから少し上級になるのが「言い換え」の方法です。これも少し専門的な言葉では「パラフレーズ」といいます。聞いたことを自分なりの言葉に言い換えて、相手に確認してみるわけです。応用として自分側の解釈なども加えてみても大丈夫です。先ほどの例でいうならば、土地家屋調査士のもとへ相談に来たのだとすると「境界のお悩みですか?」と聞き返したりすることになるのかもしれませんが。

このとき、あくまで質問として相手に話すことが大切です。自分が言い切ってしまうと会話が止まり気味になってしまいます。質問として相手に返すことで、相手はこちらが正しく理解していることが確認でき、自分の悩みも話し易くなるわけです。

ちょっと慣れるまでは面倒くさいかもしれませんが、その都度相手に「今の話って〇〇ということですか?」と確認する作業は、結果として自分の話を相手に快く受け取ってもらうためにとても重要なことなのです。

自分の意見をいう前に、相手が満足するまで話を聴くことが、会話によるコミュニケーションの基本ということでした。

ちゃんと自分の話を聞いてくれる人の話は、聞いてみたくなるものですよね。

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社